

政令第三百三十三号

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の四の三」を「第三十五条の四の五」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、

第七節 自動車取得税（第四十二条―第四十二条の十一）

を「第七節 軽油引取税（第四十三条―第四

第八節 軽油引取税（第四十三条―第四十三条の二十）」

十三条の二十）」に、「第九節」を「第八節」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の十一」に、「第十節」を「第九節」に、「第十一節」を「第十節」に改め、「第五十二条の十八」の下に「―第五十二条の二十三」を加える。

第二条第二項第二号中「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この項及び附則第十条第九項第一号において同じ。）（法人にあつては、法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））。以下この項において同じ。）」及び「（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び同項に規定する相続分）」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所

第二条第二項に次の一号を加える。

四 前二号に掲げる相続人のうち法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する法人にあつては、当該相続人の法人番号

第五条第一項中「の親族その他」を「が生計を一にする親族その他」に、「同族会社（これに類する法人を含む。）」を「被支配会社」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「、直系血族及び兄弟姉妹」

を「その他の親族で、納税者若しくは特別徴収義務者と生計を一にし、又は納税者若しくは特別徴収義務者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「及び第二号」を削り、「前三号の一」を「前二号のいずれか」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「同族会社」を「法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する会社（以下この項において「被支配会社」という。）」に、「前四号の一」を「前三号のいずれか」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「同族会社」を「被支配会社」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「同族会社」を「被支配会社」に、「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とする。

第六条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十一条の八に規定する滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- 二 前号に掲げる者以外の滞納者の親族で、滞納者と生計を一にし、又は滞納者から受ける金銭その他

の財産により生計を維持しているもの

三 前二号に掲げる者以外の滞納者の使用人その他の個人で、滞納者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四 滞納者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

五 滞納者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人

六 滞納者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

第六条の十四第二項中「、第二百二十五条第七項（法第二百二十六条第二項において準用する場合を含む）

」を削り、「第四百四十四条の三十第二項」の下に「、第六百六十四条第七項（法第六百六十五条第三項にお

いて準用する場合を含む。）、第四百五十八条第七項（法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）を加える。

第六条の二十一第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「掲げるもの」を「定めるもの」に、「及び第八号に掲げる日」を「から第十号までに定める日」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第八条第一項中「規定によつて」を「規定により」に、「あん分率」を「^{あん}按分率」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第二項中「あん分率」を「按分率」に、「によつて」を「において」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「現在によつて」を「現在において」に、「あん分率により」を「按分率により」に、「規定によつて」を「規定により」に、「特定あん分率」を「特定按分率」に改め、「第二項」の下に「（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）」を加え、同条第四項中「において最初」を「において、最初」に、「現在によつて」を「現在において」に、「算定したあん分率」を「算定した按分率」に、「理由によつて」を「理由により」に、「特定あん分率」を「特定按分率」に、「においては」を「には」に改め、同条第五項中「によつて」を

「において」に改め、同条第六項中「の規定によつて」を「（同条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により」に、「前四項」を「前各項」に改め、同条第七項中「によつて」を「により」に改める。

第八条の四第一項中「第四十八条第三項本文」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第八条の六第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同項第一号及び同条第六項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改める。

第八条の九第一項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同項第一号中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削り、「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削る。

第八条の十第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削る。

第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改める。

第九条の七第五項中「第九百九十七条第五項第一号」を「第九百九十五条の二」に改め、同条第七項中「百分の三・二」を「百分の一」に改め、同項ただし書中「按分^{あん}して」を「按分して」に改め、同条第十項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第十一項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第十二項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第十三項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第二十二項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第二十三項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第二十九項中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第九条の九の五の次に次の一条を加える。

(法第五十六条第四項の納付すべき税額を減少させる更正等)

第九条の九の六 法第五十六条第四項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更

正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第五十六条第四項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第五十六条第四項に規定する修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3 法第五十六条第四項に規定する政令で定める道府県民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に

基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る

更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌

日から起算して一年を経過する日までに修正申告書に係る更正の通知をしたときの同項に規定する修正

申告書の提出により納付すべき税額に相当する道府県民税とする。

第九条の十を第九条の九の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第六十四条第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第九条の十 法第六十四条第三項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第六十四条第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第六十四条第三項に規定する修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税

額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3 法第六十四条第三項に規定する政令で定める道府県民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があつたとき（法第五十三条第二十三項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。）の法第六十四条第三項に規定する修正申告書の提出により納付

すべき税額に相当する道府県民税とする。

第九条の十二の見出し中「第七十一条の十四第六項」を「第七十一条の十四第七項」に改め、同条中「第七十一条の十四第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七十一条の十四第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十一条の十四第六項」を「第七十一条の十四第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第九条の十三中「第七十一条の十五第一項」の下に「又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加え、「代え」を「代えて」に、「においては、同項」を「には、法第七十一条の十五第一項又は第三項」に、「同項に」を「同条第一項又は第三項に」に改める。

第九条の十七の見出し中「第七十一条の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に改め、同条中「第七十一条の三十五第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七十一条の三十五第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十一条の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第九条の十七の二中「第七十一条の三十六第一項」の下に「又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加え、「代え」を「代えて」に、「においては、同項」を「には、法第七十一条の三十六第一項又は第三項」に、「同項に」を「同条第一項又は第三項に」に改める。

第九条の二十の二の見出し中「第七十一条の五十五第七項」を「第七十一条の五十五第八項」に改め、同条中「第七十一条の五十五第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七十一条の五十五第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十一条の五十五第七項」を「第七十一条の五十五第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日までに」に改める。

第九条の二十一中「第七十一条の五十六第一項」の下に「又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加え、「代え」を「代えて」に、「においては、同項」を「には、法第七十一条の五十六第一項又は第三項」に、「同項に」を「同条第一項又は第三項に」に改める。

第十条第二項第一号中「第七十二条第五号イ」を「第七十二条第五号ただし書」に改める。

第二十条の二の四第一項中「の各号」を削り、同項第三号中「第二十二条第一項第三号」を「第二十二条第一項第四号」に改め、同項第五号中「第七条の二十」を「第七条の二十第一項」に改める。

第二十条の二の十八中「我が国が租税条約（法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約をいい、恒久的施設に相当するものに関する定めを有するものに限る。以下この条において同じ。）を締結している条約相手国等（租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。以下この条において同じ。）については当該租税条約の条約相手国等内にある当該租税条約に定める恒久的施設に相当するものとし、その他の国又は地域については当該国又は地域にある」を「内国法人が法の施行地外に有する」に改める。

第二十条の二の十九第一項中「同条の」を「同条に規定する」に改め、「この項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第二十三条第一項」を「並びに第二十三条第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数は、当該特定内国法人の当該事業年度終了の日現在における事務所又は事業所の従業者の数（外国の事務所又は事業所を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内

国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなつた場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。）によるものとする。

第二十条の二の十九に次の二項を加える。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付をする特定内国法人に係る事務所又は事業所の従業者の数について第三項の規定を適用する場合には、当該特定内国法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間を一事業年度とみなす。

第二十条の二の二十第二項中「前条第三項」の下に「から第五項まで」を、「前項の」の下に「規定の適用がある場合における同項の」を加える。

第二十条の二の二十一中「（以下この条において「総資産の帳簿価額」という。）から、当該総資産の

帳簿価額のうち第一号から第五号までに掲げる金額」を「から次に掲げる金額の合計額」に改め、「に、第六号に掲げる金額を加算して得た金額」を削り、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を削る。

第二十条の二の二十三第一項及び第二項中「に規定する」を「の規定により」に改め、同条第三項中「第二十条の二の十九第三項」の下に「から第五項まで」を、「前項の」の下に「規定の適用がある場合における同項の」を加える。

第二十条の二の二十五第一項後段を削り、同条第五項中「第二項の」を「第三項の」に、「第三項の外国法人」を「第四項の外国法人」に、「第二十条の二の二十五第二項又は第三項」を「第二十条の二の二十五第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二十条の二の十九第三項」の下に「から第五項まで」を、「前二項の」の下に「規定の適用がある場合における第三項の」を、「及び」の下に「前項の」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前項の規定により読み替えられた法第七十二条

の二十一第一項又は第二項の規定の適用がある場合における同条第一項又は第二項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

第二十条の三第一項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に改め、同項

の表中

第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替 えられた第五十七条第一項
同条第一項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第 五十七条第一項

を

第

五十七条第一項

地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替
えられた第五十七条第一項

に改め、同条第二項中

第五十七条第	同条第一項
--------	-------

「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に改め、同項の表中

一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項
	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項

を

第五十七条第一項	地
	え

方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項

に改め、同条第四項中「によつて」を「により

」に、「においては」を「には」に改める。

第二十一条の八第三項を次に改める。

3 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

第二十三条第二項中「第二十条の二の十九第三項」の下に「から第五項まで」を、「前項の」の下に「規定の適用がある場合における同項の」を加える。

第二十四条の六第一項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「、第

六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同項第一号中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削り、「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削る。

第二十四条の七第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「、第四十条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削る。

第三十二条の二第一項第一号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に、「によつて」を「により」に改める。

第三十二条の三第一項第一号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に、「によつて」を「により」に改める。

第三十三条の三の見出し中「第七十二条の四十六第六項」を「第七十二条の四十六第七項」に改め、同

条中「第七十二条の四十六第六項に規定する申告書の提出期限」を「第七十二条の四十六第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十二条の四十六第六項」を「第七十二条の四十六第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改め、同条を第三十三条の五とする。

第三十三条の二の見出し中「計算」を「計算等」に改め、同条第一項中「政令の」を「政令で」に改め、「法第七十二条の三十三の規定による」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第七十二条の四十六第一項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、当初申告書に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

3 法第七十二条の四十六第一項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。ただし、当該各号に定める税額が第一項に規定する納付すべき税額又は不足税額に該当

するときは、当該各号に定める税額から当該納付すべき税額又は不足税額を控除した税額（当該税額が零を下回る場合には、零とする。）に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第七十二条の四十六第一項に規定する事業税の更正（以下この項において「事業税の更正」という。）又は修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から事業税の更正前の税額又は修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該事業税の更正前の還付金の額又は当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 事業税の更正又は修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 事業税の更正前の還付金の額又は修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 事業税の更正又は修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 事業税の更正前の還付金の額又は修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

第三十三条の二を第三十三条の四とする。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(法第七十二条の四十四第四項の納付すべき税額を減少させる更正等)

第三十三条の二 法第七十二条の四十四第四項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この条及び第三十三条の四において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第七十二条の四十四第四項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

- 一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額
- イ 法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書（法第七十二条の三十四に規定する修正申告書をいう。以下この条から第三十四条までにおいて同じ。）の提出（以下この条から第三十三条の四までにおいて「修正申告書の提出」という。）により納付すべき税額
- ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）
- 二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額
- イ 修正申告書の提出により納付すべき税額
- ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額
- 三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額
- イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3 法第七十二条の四十四第四項に規定する政令で定める事業税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書に係る更正の通知をしたときの同項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する事業税とする。

（法第七十二条の四十五第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第三十三条の三 法第七十二条の四十五第三項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第七十二条の四十五第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定め

る税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税

額を控除した税額

3 法第七十二条の四十五第三項に規定する政令で定める事業税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があつたとき（修正申告書がその提出期限内に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。）の同項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する事業税とする。

第三十四条第一項中「第七十二条の四十七第一項」の下に「又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加え、「代え」を「代えて」に、「においては、同項」を「には、法第七十二条の四十七第一項又は第三項」に改め、同条第二項中「第三項までに規定する隠ぺいされ」を「第四項までに規定する隠蔽され」に改め、同項第一号及び第二号中「隠ぺいされ」を「隠蔽され」に改め、同項第三号中「第七十二条の四十七第三項」を「第七十二条の四十七第四項」に、「隠ぺいされ」を「隠蔽され」に改める。

第三十五条の三の九中「第七条の三の五に規定する場所」を「恒久的施設に相当するもの」に改める。

第三十五条の三の十第一項中「本項」を「この項及び第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数は、同項の個人の課税標準の算定期間の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数（法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する個人で外国の事務所又は事業所を有しないものが課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなつた場合又は同項の個人が課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなつた場合には、当該算定期間に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。））によるものとする。

第三十五条の三の十に次の一項を加える。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第二章第二節中第三十五条の四の三の次に次の二条を加える。

（法第七十二条の七十六の率）

第三十五条の四の四 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の五・四とする。

(法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第三十五条の四の五 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)の百分の五・四に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五

・四に相当する額

2 前項に規定する各交付時期に交付することができなかつた金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

5 前各項に定めるもののほか、法人の行う事業に対する事業税の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第三十五条の十七第一項中「百分の〇・五〇」を「百分の〇・五五」に改める。

第三十六条の三に次の一項を加える。

8 法第七十三条の四第一項第一号に規定する国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舎（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第五号に規定する放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者並びに同条第六号に規定する放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者のための宿舎並びに監視所、番所その他これらに類する施設に附属する宿舎を除く。）の用に供する不動産

三 職員の福利及び厚生の用に供する不動産

四 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付ける不動産（国又は地方公共団体に貸し付けるものにあつては、有料で貸し付けるものに限る。）

五 直接その本来の事業の用に供するものとして建設計画が確定していない不動産

第三十七条の二の五中「独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「第二号、」を「第三号、第四号又は」に改め、「又は第八号」を削り、「当該」を「これらの」に改める。

第三十七条の七中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一号」に改める。

第三十七条の九の五中「。第二号において「機構法」という。」を削り、「又は第十号」を「又は第三項から第五項まで」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 宿舍の用に供する不動産

第三十七条の九の六中「国立研究開発法人水産総合研究センターが国立研究開発法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法」に、「」第十一條第一項第一号から第四号まで」を「。第二号において「機構法」という。」第十二條第一項第一号から第五号まで」に改め、同条第二号中「宿舍」の下に「（機構法第十二條第一項第五号に規定する水産に関する学理及び技術の教授を受ける者のための宿舍を除く。）」を加える。

第三十七条の九の七中「第七号」を「第八号」に改める。

第三十九条の十四の見出し中「第七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項」に改め、同条中「第七十四条の二十三第六項に規定する申告書の提出期限」を「第七十四条の二十三第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第三十九条の十五を次のように改める。

（道府県たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第三十九条の十五 法第七十四条の二十四第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。

以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七十四条の二十四第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七十四条の二十三第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するもの

とする。

第四十条の二の見出し中「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に改め、同条中「第九十条第六項に規定する申告書の提出期限」を「第九十条第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第四十一条を次のように改める。

（ゴルフ場利用税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第四十一条 法第九十一条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第九十一条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第九十条第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第二章第七節を削る。

第二章第六節中第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十二条 削除

第四十三条の十八の見出し中「第四百四十四条の四十七第六項」を「第四百四十四条の四十七第七項」に改め、同条中「第四百四十四条の四十七第六項に規定する申告書の提出期限」を「第四百四十四条の四十七第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第四百四十四条の四十七第六項」を「第四百四十四条の四十七第七項」に、同条第六項を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第四十三条の十九中「第四百四十四条の四十八第一項」の下に「又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加え、「代え」を「代えて」に、「においては、同項」を「には、法第四百四十四条の四十八第一項又は第三項」に、「同項に」を「同条第一項又は第三項に」に改める。

第二章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に次の一節を加える。

第八節 自動車税

(法第四百四十五条第三号の自動車の付加物)

第四十四条 法第四百四十五条第三号に規定する自動車に付加して一体となつてゐる物として政令で定めるものは、次に掲げる物とする。

- 一 ラジオ、ヒーター、クーラーその他の自動車に取り付けられる自動車の附属物
- 二 特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な機械又は装置のうち、人又は物を運送するために用いられるもの

(法第四百四十六条第二項の運行以外の目的に供するために自動車を取得した者)

第四十四条の二 法第四百四十六条第二項に規定する運行以外の目的に供するために自動車を取得した者として政令で定めるものは、道路(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第六項に規定する道路をいう。)以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる自動車その他法第四百四十六条第二項に規定する運行の用に供されない自動車を取得した者とする。

(法第五百五十条第一項第二号の法人の分割等)

第四十四条の三 第三十七条の十四の規定は、法第百五十条第一項第二号に規定する政令で定める分割について準用する。

2 第三十七条の十四の二の規定は、法第百五十条第一項第三号に規定する政令で定める場合について準用する。

(徴税吏員の自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十四条の四 道府県の徴税吏員は、法第百五十一条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第百五十一条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、法第百五十一条第四項の規定により留め置いた物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第七十一条第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十四条の五 法第七十一条第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第七十一条第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第六十条第一項各号に規定する納期限 (納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)

ロ 道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合
当該申告書の提出があつた日

(環境性能割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第四十四条の六 法第七十二条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七十二条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七十一条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

（法第七十七条の六第一項及び第二項の率）

第四十四条の七 法第七十七条の六第一項及び第二項の政令で定める率は、百分の九十五とする。

（環境性能割の交付基準及び交付時期等）

第四十四条の八 道府県は、毎年度、法第七十七条の六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。）に対し交付する場合には、当該額の二分の一の額を市町村道（同項に規定する市町村道をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積で按分して、次項に定めるところにより交付するものとする。

2 道府県は、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の六十一・七五に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額の百分の六十一・七五に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した環境性能割の収入額と三月において収入すべき環境性能割の収入見込額との合算額の百分の六十一・七五に相当する額

3

前項に規定する各交付時期に交付することができなかつた金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第二項に規定する各交付時期に各市町村に交付すべき額として第一項の規定を適用して計算する場合において、市町村道の延長で按分して得た額又は市町村道の面積で按分して得た額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

第四十四条の九 法第七十七条の六第二項に規定する指定市（以下この項及び第三項において「指定市」という。）を包括する道府県（以下この項及び第三項において「指定道府県」という。）は、毎年度、同条第二項の規定により同項に規定する額を当該指定市に対し交付する場合には、次に掲げる金額の合算額を交付するものとする。

一 当該指定道府県が収入した環境性能割額の百分の三十三・二五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等（法第七十七条の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下この項において同じ。）の延長のうち占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の割合を乗じて得た額

二 当該指定道府県が収入した環境性能割額の百分の三十三・二五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうち占める当該指定市の区域内に存する一般国

道等の面積の割合を乗じて得た額

2 前項の割合を算定する場合において、当該割合に小数点三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、指定道府県が法第七十七條の六第二項の規定により同項に規定する額を指定市に対し交付する場合について準用する。この場合において、前条第二項中「の百分の六十・七五に相当する額」とあるのは、「を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額」と読み替えるものとする。

第四十四條の十 前二條に定めるもののほか、環境性能割額の交付に關し必要な事項は、總務省令で定める。

(法第七十七條の七第三項の種別割の税率に乘ずる割合)

第四十四條の十一 法第七十七條の七第三項に規定する政令で定める割合は、十分の十から積雪により自動車を行の用に供することができないと認められる期間の月数(当該月数が四を超える場合には、四)に十分の〇・七五を乘じて得た数を控除したものとする。

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

第二章第十節を同章第九節とする。

第四十五条の二の四の見出し中「第二百七十八条第六項」を「第二百七十八条第七項」に改め、同条中「第二百七十八条第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第二百七十八条第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第二百七十八条第六項」を「第二百七十八条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第四十五条の二の五を次のように改める。

（道府県法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第四十五条の二の五 法第二百七十九条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第二百七十九条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額又は税額に相当する金額を、法第二百七十八条第一項に規定する対象不足金額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に

代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第二章第十一節を同章第十節とする。

第四十八条の九の十七中「においては」を「には」に改め、同条を第四十八条の九の十八とする。

第四十八条の九の十六第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第四十八条の九の十四第二項」を「第四十八条の九の十五第二項」に、「においては」を「には」に改め、同条を第四十八条の九の十七とする。

第四十八条の九の十五第一項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三項中「第四十八条の九の十五第二項」を「第四十八条の九の十六第二項」に改め、同条第六項及び第八項中「においては」を「には」に改め、同条第十項中「にあつては」を「には」に改め、同条第十一項の表第四項に規定する場合（第六項本文に規定する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）に限る。）の項、第四項に規定する場合（第六項ただし書に規定する場合に限る。）の項及び第四項に規定する場合（第六項本文に規定する場合を除く。）の項中「にあつては」を「には」に改め、同条を第四十八条の九の十六とする。

第四十八条の九の十四第一項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三項中「第四十八条の九の十

四第二項」を「第四十八条の九の十五第二項」に改め、同条第七項の表中「にあつては」を「には」に改め、同条を第四十八条の九の十五とする。

第四十八条の九の十三を第四十八条の九の十四とし、第四十八条の九の十二を第四十八条の九の十三とする。

第四十八条の九の十一中「第四十八条の九の九第三項」を「第四十八条の九の十第三項」に改め、同条を第四十八条の九の十二とする。

第四十八条の九の十を第四十八条の九の十一とする。

第四十八条の九の九の前の見出しを削り、同条を第四十八条の九の十とし、同条の前に見出しとして「（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）」を付する。

第四十八条の九の八の次に次の一条を加える。

（法第三百二十一条の二第四項の納付すべき税額を増加させる更正等）

第四十八条の九の九 法第三百二十一条の二第四項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更

正とする。

2 法第三百二十一条の二第四項に規定する納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。以下この項において「当初賦課決定」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初賦課決定に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

3 法第三百二十一条の二第四項に規定する減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

- 一 法第三百二十一条の二第四項に規定する減額更正（以下この項及び次項において「減額更正」という。）前に賦課した税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額
- イ 法第三百二十一条の二第四項に規定する増額更正（以下この項及び次項において「増額更正」という。）に基因して変更した税額から当該増額更正前に賦課した税額を控除した税額
- ロ 減額更正前に賦課した税額から増額更正前に賦課した税額を控除した金額（増額更正前の還付金

の額に相当する税額があるときは、当該減額更正前に賦課した税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額)

二 減額更正前に賦課した税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 増額更正前の還付金の額に相当する税額から当該増額更正に基因して変更した還付金の額に相当する税額を控除した税額

ロ 増額更正前の還付金の額に相当する税額

三 減額更正前の還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 増額更正前の還付金の額に相当する税額から増額更正に基因して変更した還付金の額に相当する税額を控除した税額

ロ 増額更正前の還付金の額に相当する税額から減額更正前の還付金の額に相当する税額を控除した税額

4 法第三百二十一条の二第四項に規定する政令で定める市町村民税は、次に掲げる市町村民税とする。

一 法第三百二十一条の二第三項に規定する特定修正申告書の提出又は同項に規定する特定更正に基因して変更した不足税額に相当する市町村民税

二 減額更正が更正の請求に基づくものである場合において、当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日の翌日から起算して一年を経過する日までに増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられたときの法第三百二十一条の二第四項に規定する追徴すべき不足税額に相当する市町村民税（前号に掲げる市町村民税を除く。）

第四十八条の十三第五項中「第百九十七条第五項第一号」を「第百九十五条の二」に改め、同条第八項中「百分の九・七」を「百分の六」に改め、同条第十一項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第十二項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第十三項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第十四項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第二十三項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第二十四項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第三十項中「百分の九・七」を「百分の六」に改める。

第四十八条の十五の四の次に次の一条を加える。

(法第三百二十一条の十二第四項の納付すべき税額を減少させる更正等)

第四十八条の十五の五 法第三百二十一条の十二第四項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第三百二十一条の十二第四項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第三百二十一条の十二第四項に規定する修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額

ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3 法第三百二十一条の十二第四項に規定する政令で定める市町村民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書に係る更正の通知をしたときの同項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する市町村民税とする。

第四十八条の十六中「第九条の十」を「第九条の九の七」に改める。

第四十八条の十六の次に次の一条を加える。

（法第三百二十六条第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第四十八条の十六の二 法第三百二十六条第三項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2 法第三百二十六条第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

- 一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額
- イ 法第三百二十六条第三項に規定する修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額
- ロ 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修

正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額)

二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3 法第三百二十六条第三項に規定する政令で定める市町村民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日

の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出があつたとき（法第三百二十一条の八第二十三項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。）の法第三百二十六条第三項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する市町村民税とする。

第四十八条の十七中「第四十八条の九の九から第四十八条の九の十一まで」を「第四十八条の九の十から第四十八条の九の十二まで」に、「第四十八条の九の九」を「第四十八条の九の十」に、「第四十八条の九の十中」を「第四十八条の九の十一」を「第四十八条の九の十一」を「第四十八条の九の十第三項」に改める。

第四十八条の十八の見出し中「第三百二十八条の十一第六項」を「第三百二十八条の十一第七項」に改め、同条中「第三百二十八条の十一第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第三百二十八条の十一第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第三百二十八条の十一第六項」を「第三百二十八条の十一第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第四十八条の十九を次のように改める。

（分離課税に係る所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第四十八条の十九 法第三百二十八条の十二第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る

。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合

には、法第三百二十八条の十二第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条

第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第三百二十八条の十一第一項に規定する対

象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算

金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十一条の二の二中「独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「

独立行政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「第二号、」を「第三号、

第四号又は」に改め、「又は第八号」を削り、「当該」を「これらの」に改める。

第五十一条の十五の二第一項中「又は第十号」を「又は第三項から第五項まで」に改め、同項第二号を

次のように改める。

二 宿舍の用に供する固定資産

第五十一条の十五の三中「国立研究開発法人水産総合研究センターが国立研究開発法人水産総合研究センター法第十一条第一項第一号から第四号まで」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法（第二号において「機構法」という。）第十二条第一項第一号から第五号まで」に改め、同条第二号中「宿舍」の下に「（機構法第十二条第一項第五号に規定する水産に関する学理及び技術の教授を受ける者のための宿舍を除く。）」を加える。

第五十一条の十五の四中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一号」に改める。

第五十一条の十五の五中「第七号」を「第八号」に改める。

第五十一条の十五の九の次に次の一条を加える。

（法第三百四十八条第二項第四十四号の固定資産）

第五十一条の十五の十 法第三百四十八条第二項第四十四号に規定する政令で定める固定資産は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（以下この条において「機構法」という。）第十六条第二号から第七号までに規定する業務のうち次に掲げるものの用に供する固定資産（事務所又は宿舍の用に供す

るものを除く。)とする。

一 機構法第十六条第二号に規定する業務

二 機構法第十六条第三号に規定する業務（前号に規定する業務に係るものに限る。）

三 機構法第十六条第四号に規定する業務（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の施設及び設備を放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行う者の共用に供することに限る。）

四 機構法第十六条第五号に規定する業務（放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、並びにその資質の向上を図ることに限る。）

五 機構法第十六条第六号に規定する業務（放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、並びにその資質の向上を図ることに限る。）

六 機構法第十六条第七号に規定する業務

第五十一条の十七第一号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者又

は同項第四号」を「一般送配電事業者又は同項第十一号」に、「卸電気事業者」を「送電事業者」に改める。

第五十二条の二の二第二項第二号中ロを削り、ハをロとし、ニを削り、ホをハとし、ヘを削り、トをニとし、チをホとする。

第五十二条の八中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に改め、「ものは、」の下に「これらの業務の用に供する家屋及び償却資産のうち」を加え、「の家屋及び償却資産」を「のもの」に改める。

第五十二条の十を次のように改める。

第五十二条の十 削除

第五十二条の十の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十九項」を「第三百四十九条の三第十八項」に改める。

第五十二条の十の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十項」を「第三百四十九条の三第十九項」に改める。

第五十二条の十の四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十一項」を「第三百四十九条の三

第二十項」に改める。

第五十二条の十の五（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十二項」を「第三百四十九条の三第二十一項」に改める。

第五十二条の十の六（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十三項」を「第三百四十九条の三第二十二項」に改める。

第五十二条の十の七（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十四項」を「第三百四十九条の三第二十三項」に改める。

第五十二条の十の八を削る。

第五十二条の十の九（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十七項」を「第三百四十九条の三第二十五項」に改め、同条を第五十二条の十の八とする。

第五十二条の十の十（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十八項」を「第三百四十九条の三第二十六項」に改め、同条を第五十二条の十の九とする。

第五十二条の十の十一（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十三項」を「第三百四十九条の

三第三十一項」に改め、同条を第五十二条の十の十とする。

第五十二条の十の十二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十四項」を「第三百四十九条の三第三十二項」に改め、同条を第五十二条の十の十一とする。

第五十二条の十八を次のように改める。

（法第四百四十二条第五号の軽自動車の付加物）

第五十二条の十八 法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車に付加して一体となつてゐる物として政令で定めるものは、次に掲げる物とする。

- 一 ラジオ、ヒーター、クーラーその他の軽自動車に取り付けられる軽自動車の附属物
- 二 特殊の用途にのみ用いられる軽自動車に装備される特別な機械又は装置のうち、人又は物を運送するため用いられるもの

第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に次の五条を加える。

（法第四百四十三条第二項の運行以外の目的に供するために三輪以上の軽自動車を取得した者）

第五十二条の十九 法第四百四十三条第二項に規定する運行以外の目的に供するために三輪以上の軽自動

車を取得した者として政令で定めるものは、道路（道路運送車両法第二条第六項に規定する道路をいう。）以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる三輪以上の軽自動車その他法第四百四十三条第二項に規定する運行の用に供されない三輪以上の軽自動車を取得した者とする。

（法第四百四十七条第一項第二号の法人の分割等）

第五十二条の二十 第三十七条の十四の規定は、法第四百四十七条第一項第二号に規定する政令で定める分割について準用する。

2 第三十七条の十四の二の規定は、法第四百四十七条第一項第三号に規定する政令で定める場合について準用する。

（徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十二条の二十一 市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により留め置いた物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第四百六十三条の三第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十二条の二十二 法第四百六十三条の三第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第四百六十三条の三第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第四百五十四条第一項各号に規定する

納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）

ロ 市町村長が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

（環境性能割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十二条の二十三 法第四百六十三条の四第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第四百六十三条の四第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第四百六十三条の三第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十三条の五の見出し中「第四百八十三条第六項」を「第四百八十三条第七項」に改め、同条中「第四百八十三条第六項に規定する申告書の提出期限」を「第四百八十三条第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第四百八十三条第六項」を「第四百八十三条第七項」に、「同条第六項」を

「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十三条の六を次のように改める。

（市町村たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十三条の六 法第四百八十四条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第四百八十四条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第四百八十三条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十四条の見出し中「第五百三十六條第六項」を「第五百三十六條第七項」に改め、同条中「第五百三十六條第六項に規定する申告書の提出期限」を「第五百三十六條第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第五百三十六條第六項」を「第五百三十六條第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十四条の二を次のように改める。

(鉦産税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十四条の二 法第五百三十七条第一項又は第三項 (同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。) の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第五百三十七条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足税額に相当する金額を、法第五百三十六條第一項に規定する対象不足税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十四条の十二第一項を次のように改める。

法第五百八十五条第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第五百八十五条第四項に規定する特殊關係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者 (以下この項において「判定対象者」という。) の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- 二 前号に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三 前二号に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

五 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人

六 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

第五十四条の十二第二項中「本条」を「この条」に改める。

第五十四条の十七第一項第一号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第五十四条の四十八の三の見出し中「第六百九条第六項」を「第六百九条第七項」に改め、同条中「第

六百九条第六項に規定する申告書の提出期限」を「第六百九条第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第六百九条第六項」を「第六百九条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十四条の四十九を次のように改める。

(特別土地保有税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十四条の四十九 法第六百十条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第六百十条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第六百九条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十四条の六十の見出し中「第六百八十八条第六項」を「第六百八十八条第七項」に改め、同条中「第六百八十八条第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第六百八十八条第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第六百八十八条第六項」を「第六百八十八条第七項」に、「同条

第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十四条の六十一を次のように改める。

（市町村法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十四条の六十一 法第六百八十九条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第六百八十九条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額又は税額に相当する金額を、法第六百八十八条第一項に規定する対象不足金額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十六条の十二の見出し中「第七百一条の十二第六項」を「第七百一条の十二第七項」に改め、同条中「第七百一条の十二第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百一条の十二第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百一条の十二第六項」を「第七百一条の十二第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十六条の十三を次のように改める。

（入湯税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十六条の十三 法第七百一条の十三第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百一条の十三第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七百一条の十二第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十六条の二十一第一項を次のように改める。

法第七百一条の三十二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第七百一条の三十二第二項に規定する特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下この項において「判定対象者」という。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- 二 前号に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受け

る金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三 前二号に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

五 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人

六 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

第五十六条の二十六第一項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第五十六条の三十及び第五十六条の三十一を次のように改める。

第五十六条の三十及び第五十六条の三十一 削除

第五十六条の三十二中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

第五十六条の三十四第一項中「第二条第一項第二号」を「（平成十六年政令第百八十二号）第三条第一項第二号」に改める。

第五十六条の八十の見出し中「第七百一条の六十一第六項」を「第七百一条の六十一第七項」に改め、同条中「第七百一条の六十一第六項に規定する申告書の提出期限」を「第七百一条の六十一第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百一条の六十一第六項」を「第七百一条の六十一第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十六条の八十一を次のように改める。

（事業所税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十六条の八十一 法第七百一条の六十二第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合

には、法第七百一条の六十二第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七百一条の六十一第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十六条の八十八の二第一項中「五十二万円」を「五十四万円」に改め、同条第二項中「十七万円」を「十九万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「四十七万円」を「四十八万円」に、「二十六万円」を「二十六万五千円」に改め、同条第二項第二号口中「二十六万円」を「二十六万五千円」に改め、同号ハ中「四十七万円」を「四十八万円」に改める。

第五十六条の九十の見出し中「第七百二十一条第六項」を「第七百二十一条第七項」に改め、同条中「第七百二十一条第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百二十一条第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百二十一条第六項」を「第七百二十一条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十六条の九十の二を次のように改める。

（水利地益税等の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十六条の九十の二 法第七百二十二条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。

以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百二十二条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七百二十一条第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十六条の九十三の見出し中「第七百三十三条の十八第七項」を「第七百三十三条の十八第八項」に改め、同条中「第七百三十三条の十八第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百三十三条の十八第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百三十三条の十八第七項」を「第七百三十三条の十八第八項」に、同条第七項を「同条第八項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十六条の九十四を次のように改める。

（法定外目的税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十六条の九十四 法第七百三十三条の十九第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百三十三条の十九第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額又は税額に相当する金額を、法第七百三十三条の十八第一項に規定する対象不足金額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十七条の二後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

十	第四十八条の	市町村民税	都民税
		「市町村」	「都道府県」

<p>第四十八条の 十の二</p>	<p>市町村</p>	<p>第四十八条の 十の三</p>	<p>市町村民税 市町村民税</p>	<p>第四十八条の 十の六</p>	<p>市町村</p>	<p>第四十八条の 十一の四、第 四十八条の十 一の七、第四 十八条の十一 の十及び第四 十八条の十一</p>	<p>法人の市町村民税の確定申告書</p>
<p>都</p>	<p>都民税</p>	<p>都道府県</p>	<p>都</p>	<p>都</p>	<p>法人の都民税の確定申告書</p>	<p>法人の都民税の確定申告書</p>	<p>法人の都民税の確定申告書</p>

の十三	第四十八条の	市町村民税の中間納付額	都民税の中間納付額
	第十二第一項	市町村民税」	都民税」
第四十八条の	市町村民税額	都民税額	都知事
	市町村内	都内	
第十三第二項	、道府県民税の控除限度額及び市町村民 税の控除限度額	及び都民税の控除限度額	
	並びに法第五十三条第二十四項及び	並びに法	
第四十八条の	百分の六	百分の七	
	課する市町村	課する都の特別区の存する区域のみ	
第十三第八項	(当該法人が二以上の市町村において事 務所又は事業所を有する場合には、法人	とすることができるとし、特別区 の存する区域及び市町村において事務所又	

	<p>税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができる</p>	<p>は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第七項ただし書又は第四十八条の十三第八項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする</p>
<p>第四十八条の 第十三第九項</p>	<p>、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額</p> <p>の市町村民税の控除限度額</p> <p>、道府県民税の控除余裕額又は市町村民</p>	<p>及び都民税の控除限度額</p> <p>の都民税の控除限度額</p> <p>又は都民税の控除余裕額（外国の法人税</p>

<p>第四十八條の 第十三項、第 十三第十項、 第十三項、第 十四項、第十</p>		<p>市町村民税の控除 余裕額</p>	<p>市町村民税の控除 余裕額の合計額</p>	<p>、道府県民税の控除 余裕額及び市町村民 税の控除余裕額</p>	<p>税の控除余裕額</p>
<p>都民税の控除 余裕額</p>	<p>都民税の控除 余裕額の合計額</p>	<p>及び都民税の控除 余裕額</p>	<p>等のうち同条第二十四項の規定により控 除することができた額が都民税の控除限 度額に満たない場合における当該都民税 の控除限度額から当該控除することがで きた額を控除した残額をいう。以下この 項において同じ。）</p>		

六項、第十七 項及び第十九 項	
-----------------------	--

第五十七条の二の三の次に次の二条を加える。

(法第七百三十四条第四項の率)

第五十七条の二の四 法第七百三十四条第四項の政令で定める率は、百分の五・四とする。

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の五 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(当該

	<p>期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額</p>
十二月	<p>八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額</p>
三月	<p>十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額</p>

2 第三十五条の四の五第二項から第五項までの規定は、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規

定する額を都内の市町村に対し交付する場合について準用する。

第五十八条中「、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四」を削り、「第二十九条の八」を「第二十九条の十八」に改める。

第五十九条中「第七十二条の七十三」を「第七十二条の七十二」に改め、「、第三百三十九条」を削り、「第七百七十四条」を「第七百七十七条の二、第七百七十七条の二十四」に改め、「第四百三十七条」の下に「

、第四百六十三条の十」を加える。

附則第四条の六を附則第四条の七とし、附則第四条の五を附則第四条の六とし、附則第四条の四の次に次の一条を加える。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る健康の保持増進及び疾病の予防への取組）

第四条の五 法附則第四条の四第一項に規定する政令で定める取組は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組とする。

2 法附則第四条の四第三項に規定する政令で定める取組は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組とする。

附則第五条の二の見出し中「に係る」を「の課税標準等の」に改める。

附則第五条の三を附則第五条の四とし、附則第五条の二の次に次の一条を加える。

（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除の対象となる特定寄附金の支出）

第五条の三 法附則第八条の二の二第一項に規定する特定寄附金の支出は、同項並びに同条第三項、第七

項及び第九項の規定の適用については、その支払がなされるまでの間、なかつたものとする。

附則第六条の二の見出し中「に係る」を「の課税標準の」に改め、同条第一項中「（以下この項において「総資産の帳簿価額」という。）から、当該総資産の帳簿価額のうち第二十条の二の二十一第一号から第五号までに掲げる金額」を「から第二十条の二の二十一第一号から第四号までに掲げる金額の合計額」に改め、「に、同条第六号に掲げる金額を加算して得た金額」を削り、同条第二項中「同項に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を行う」を削り、「第二十四条の三第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第三項中「同項に規定する大口供給を行う」を削り、「第二条第十二項」を「第二条第四項」に改め、同条第四項中「第二十四条第三項」を「第七十二条第五号ただし書」に、「法の施行地内に有する第七条の三の五に規定する場所」を「恒久的施設」に改め、「」の従業者」の下に「（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「従業者数」を「従業者の数」に改め、同条第五項中「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項から第五項まで」に改め、「前項の」の下に「規定の適用がある場合における同項の」を加え、同条第六項中「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成

十七年法律第四十八号) 附則第三条第一項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号) 附則第六条第一項」に、「により同項」を「により法附則第九条第十九項」に、「特定実用発電用原子炉設置者」を「対象特定実用発電用原子炉設置者」に、「積み立てる」を「同項に規定する使用済燃料再処理機構に対して支払う」に改める。

附則第六条の二の次に次の一条を加える。

(法人の事業税の特定寄附金税額控除の対象となる特定寄附金の支出)

第六条の二の二 法附則第九条の二の二第一項に規定する特定寄附金の支出は、同項の規定の適用については、その支払がなされるまでの間、なかつたものとする。

附則第六条の十一第一項中「百分の〇・四五」を「百分の〇・五五」に改める。

附則第七条第十二項を削り、同条第十三項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十項」

に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第十一条第十二項に」を「附則第十一条第十一項に」に改め、同項第一号中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十一項」に、「定める」を「規定する」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十条第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「附則第十一条第十四項に規定する契約」を「附則第十一条第十三項に規定する契約」に改め、同項第一号中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項第三号イ中「附則第十一条第十四項第一号」を「附則第十一条第十三項第一号」に改め、同号口中「附則第十一条第十四項第四号」を「附則第十一条第十三項第四号」に改め、同項第四号中「附則第十一条第十四項第一号」を「附則第十一条第十三項第一号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「附則第十一条第十四項第一号」を「附則第十一条第十三項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「附則第十一条第十四項第一号」を「附則第十一条第十三項第一号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条に次の一項を加える。

21 法附則第十一条第十四項に規定する不動産で政令で定めるものは、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産以外の不動産とする。

附則第十条第二項中「農地、採草放牧地及び準農地」を「租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等（第二十四項を除き、以下この条において「農地等」という。）」に改め、同条第三項中「農地、採草放牧地及び準農地」を「農地等」に改め、同条第五項中「同条第六十四項」を「同条第六十四項第一号中「及び住所」とあるのは「住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」と、同項第三号及び第四号中「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、同項第三号」に改め、「贈与税」とあるのは「不動産取得税」とを削り、同条第七項中「（以下」の下に「この条において」を加え、「同条第一項に規定する」及び「（第二十四項を除き、以下「農地等」という。）」を削り、「同条第十八項」を「同項」に、「同項に規定する地上権等」を「租税特別措置法施行令第四十条の六第四十四項に規定する地上権等」に改め、同条第九項第一号中「及び個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下こ

の号において同じ。)を加え、同条第十三項ただし書中「第四十条の六第五十二項各号」を「第四十条の六第五十二項第一号イからハまで」に改め、同条第十六項及び第十七項中「農地、採草放牧地及び準農地」を「農地等」に改め、同条第十八項中「法附則第十二条第一項の農地、採草放牧地及び準農地」を「農地等」に、同条第二十項中「農地、採草放牧地及び準農地」を「当該農地等」に改め、同条第二十二項中「当該農地」を「当該農地等」に改める。

附則第十一条第一項中「附則第十五条第一項」を「附則第十五条第一項第一号」に改め、同条第二項中「附則第十五条第一項に規定する流通機能の高度化」を「附則第十五条第一項第一号に規定する流通機能の高度化及び流通業務の省力化」に改め、同項第一号口中「の基準」を「に規定する基準」に、「附則第十五条第一項」を「附則第十五条第一項第一号」に改め、同号ホ(2)を次のように改める。

- (2) 搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置をいい、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。(3)において同じ。)が取り付けられたものに限る。)が設けられているものであること。

附則第十一条第二項第一号ホ(3)中「高度化」の下に「及び流通業務の省力化」を加え、同号ホ(3)を同号

ホ(5)とし、同号ホ(2)の次に次のように加える。

(3) 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出を連続して自動的に行う装置をいい、自動検査装置が取り付けられたものに限る。）が設けられているものであること（次項第二号に掲げる特定搬出用自動運搬装置が設けられている場合を除く。）。

(4) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設（以下この号において「事務所等」という。）が併設されていること。

(ii) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

(iii) 次項第二号に掲げる特定搬出用自動運搬装置が設けられているものであること。

附則第十一条第二項第一号へ(2)及び(3)を次のように改める。

(2) 強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置であつて、室温の調整を自動的に行うものをいう。）が設けられているものであること。

(3) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i) 事務所等が併設されていること。

(ii) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

附則第十一条第二項第一号へ(4)中「高度化」の下に「及び流通業務の省力化」を加え、同号ト(2)を次のように改める。

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i) 事務所等が併設されていること。

(ii) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

附則第十一条第二項第一号ト(3)中「高度化」の下に「及び流通業務の省力化」を加え、同条第三項中「附則第十五条第一項」を「附則第十五条第一項第二号」に、「特定倉庫」を「倉庫」に改め、同項各号を次のように改める。

一 到着時刻表示装置（貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者が貨物の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムとして総務省令で定めるものを使用して提

供した前項各号に掲げる倉庫に到着する予定時刻に係る情報を表示する装置であつて、総務省令で定める規格その他の基準に適合するものをいう。）

二 特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であつて、総務省令で定める搬出能力その他の基準に適合するものをいう。）

附則第十一条第三十八項を同条第三十九項とし、同条第三十三項から第三十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十二項第二号を次のように改める。

二 プラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものの設置事業であつて次に掲げるもの（当該設備を設置するために必要な停車場設備の整備を含む。）

イ 当該事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上である駅若しくは停留場（以下この号において「特定駅等」という。）又は特定駅等からの距離が百キロメートル以内の駅若しくは停留場において実施される事業

ロ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画に基づき同法第二条第二十三号イに掲げる公共交通特定

事業として実施される事業

附則第十一条第三十二項を同条第三十三項とし、同条第十六項から第三十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十五項を次のように改める。

15 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、次に掲げる車両で総務省令で定めるものとする。

一 原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するもの

二 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の用に供する車両

附則第十一条第十五項を同条第十六項とし、同条第四項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法附則第十五条第一項第三号に規定する貨物の運送の用に供する設備で政令で定めるものは、駅及び

これに接続する施設で総務省令で定めるものに設置される設備であつて、動力を用いて貨物の搬入及び搬出を行うものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

附則第十一条に次の二項を加える。

40 法附則第十五条第四十四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 電気事業法第二条第一項第九号に掲げる一般送配電事業者

二 電気通信事業法第二条第五号に掲げる電気通信事業者

三 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十五号に規定する一般放送事業者（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備（以下この号において「有線電気通信設備」という。）を用いて放送法第二条第三号に規定する一般放送（以下この号において「一般放送」という。）の業務を行う者に限る。）又は同条第二十六号に規定する放送事業者以外の者（有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者で有線電気通信法第三条第一項の規定による届出をした者に限る。）

41 法附則第十五条第四十四項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路その他の政令で定めるもの

は、次に掲げるものとする。

一 道路法第二条第一項に規定する道路

二 道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道

三 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二十七条に規定する管理用通路

四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項第一号に規定する園路

五 港湾法第二条第五項第四号に規定する道路（同条第六項の規定により同号に規定する道路とみなされたものを含む。）

六 漁港漁場整備法第三条第二号イに規定する道路（同法第四十条第一項又は第二項の規定により同号イに規定する道路とみなされたものを含む。）

七 前各号に掲げるもの以外の総務省令で定める道路

附則第十一条の二第一項中「旅客会社又は」を「旅客会社（第三項及び次条において「旅客会社」という。）、「」に改め、「新会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」を加え、同条

第三項中「、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社若しくは九州旅客鉄道株式会社（以下この項及び次条において「北海道旅客会社等」という。）」「及び「、北海道旅客会社等」を「、旅客会社」に改める。

附則第十一条の三中「、北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社」を「、旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社（以下この条において「貨物会社」という。）」に改め、同条第二号中「病院及び」を「病院又は」に改め、同条第三号及び第四号中「北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社」を「旅客会社又は貨物会社」に改め、同条第六号及び第八号中「及び」を「又は」に改める。

附則第十二条第二十五項中「次に掲げる耐震基準適合住宅」を「同項に規定する耐震基準適合住宅（以下この項及び次項において「耐震基準適合住宅」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同条第二十六項第一号中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同条第二十七項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 当該家屋の床面積が五十平方メートル以上であること。

附則第十二条第二十九項中「改修工事の費用に充てるために」の下に「国若しくは」を加え、同条第三十項中「次に掲げる高齢者等居住改修住宅」を「同項に規定する高齢者等居住改修住宅（以下この項及び次項において「高齢者等居住改修住宅」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同項第一号中「特定居住用部分」の下に「（法附則第十五条の九第四項に規定する特定居住用部分をいう。以下この項から第四十一項までにおいて同じ。）」を加え、同条第三十一項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三十二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該専有部分の床面積が五十平方メートル以上であること。

附則第十二条第三十三項中「次に掲げる高齢者等居住改修専有部分」を「同項に規定する高齢者等居住改修専有部分（以下この項及び次項において「高齢者等居住改修専有部分」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同条第三十四項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三十五項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三十六項中「の額」の下に「（当該改修工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等（当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるも

のをいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額」を加え、同条第三十七項中「次に掲げる熱損失防止改修住宅」を「同項に規定する熱損失防止改修住宅（以下この項及び次項において「熱損失防止改修住宅」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同条第三十八項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三十九項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四十項中「次に掲げる熱損失防止改修専有部分」を「同項に規定する熱損失防止改修専有部分（以下この項及び次項において「熱損失防止改修専有部分」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同条第四十一項中「にあつては」を「には」に改める。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

（法附則第十七条の三第二項の勧告遊休農地に係る特別の事情）

第十三条の二 法附則第十七条の三第二項に規定する特別の事情として政令で定めるものは、同条第一項に規定する勧告遊休農地に係る次に掲げる事情とする。

- 一 分筆又は合筆その他これらに類する事情
- 二 震災、風水害その他の災害による区画又は形質の著しい変動

附則第十五条の二の次に次の四条を加える。

（軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の払込みに係る通知）

第十五条の二の二 法附則第二十九条の九第一項に規定する定置場所在道府県（次条及び附則第十五条の二の四において「定置場所在道府県」という。）の知事は、法附則第二十九条の十二第二項の規定による払込みを行う場合には、同項の規定により払い込む軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額その他必要な事項を法附則第二十九条の十第一項に規定する定置場所在市町村（次条及び附則第十五条の二の四において「定置場所在市町村」という。）の長に通知するものとする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告の方法）

第十五条の二の三 定置場所在道府県の知事は、毎年六月三十日までに、定置場所在市町村の長に対し、前年度の軽自動車税の環境性能割の申告及び決定の件数、当該申告及び決定に係る納付すべき軽自動車税の環境性能割額、前年度の軽自動車税の環境性能割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第十五条の二の四 法附則第二十九条の十六第一項第一号に規定する政令で定める率は、百分の五とする。

2 法附則第二十九条の十六第一項第二号に規定する地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額として政令で定める金額は、定置場所在道府県に納付された軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金について歳出予算から還付金を支出した場合における当該還付金に相当する金額とする。

3 定置場所在道府県の知事は、毎年六月三十日までに、定置場所在市町村の長に対し、前年度の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に係る法附則第二十九条の十六第一項各号に掲げる金額を通知するものとする。

4 定置場所在市町村は、前項の規定による通知があつた日から三十日以内に、法附則第二十九条の十六第一項に規定する徴収取扱費を定置場所在道府県に交付するものとする。

(総務省令への委任)

第十五条の二の五 前三条に定めるもののほか、法附則第二十九条の九から第二十九条の十六まで及び前三条に規定する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収その他の特例の実施のための手続その他必要な事項

は、総務省令で定める。

附則第三十二条の見出し中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条第一項中「附則第五十二条第一項に規定する政令」を「附則第五十三条の二第一項に規定する政令」に改め、同項第一号中「被災自動車」を「被災自動車等」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第一項」に、「第百十四条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改め、同項第三号中「被災自動車」を「被災自動車等」に改め、同条第二項中「附則第五十二条第二項」を「附則第五十三条の二第二項」に改め、同項第一号中「法第百四十五条第一項に規定する」を削り、同項第二号中「第百四十二条第二号に規定する軽自動車（二輪のものを除く。）」を「第百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの」に改め、同条第三項中「附則第五十二条第二項に規定する政令」を「附則第五十三条の二第二項に規定する政令」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の

公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合）は、これらの規定に規定する買主）

附則第三十二条第三項第三号中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同条第四項中「附則第五十二条第三項に規定する政令」を「附則第五十三条の二第三項に規定する政令」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 対象区域内自動車等（法附則第五十三条の二第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

附則第三十二条第四項第三号中「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に改め、同条第五項中「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第一項」に改める。

附則第三十二条の二の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第二項中「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に、「第四百四十四条第一項」を「第四百四十七条第一項又は第四百四十四条

第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改める。

附則第三十三条の二の見出しを「（東日本大震災に係る固定資産税等の特例に関する手続）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第三十四条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項第一号及び第二項第一号中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第三項第一号中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に改め、同条第四項第一号及び第五項第一号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に改め、同条第七項第一号及び第八項第一号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第九項中「附則第三十二条第一項」を「附則第三十四条第一項」に改め、同条第十項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第三十五条とする。

附則第三十三条の二の次に次の一条を加える。

(東日本大震災に係る軽自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十四条 法附則第五十六条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災自動車等（法附則第五十六条の三第一項に規定する被災自動車等をいう。第三号において同じ。）の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

2 法附則第五十六条の三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四百四十五条第三号に規定する自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの

二 軽自動車のうち三輪以上のものであつて用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされたもの

3 法附則第五十六条の三第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十六条の三第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合に、これらの規定に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十号の三に規定する分割承継法人

4 法附則第五十六条の三第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内自動車等（法附則第五十六条の三第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百七十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は

分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

5 第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十六条の三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「については」を「がある場合には」に、「附則第十八条の二の二第一項中「法」を「附則第十八条の二の二の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第一項中

「法附則第三十五条の二の二第一項」に、「昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第三項及び第四項」を「昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第三項」に、「本条及び次条において「旧法」という。」を「この条において「旧法」という。」附則第三十五条の二の二第一項」に、「以下本条において」を「第四項において」に、「有するものとして読み替えて適用される」を「有することとされる」に、「附則第十八条の三中「法」とあるのは「旧法」と、同条第二項中「自治省令」とあるのは「総務省令」を「附則第十八条の三の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第一項中「法附則第三十五条の三第一項第一号」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）附則第三十五条の三第一項第一号」と、同条第二項中「法」とあるのは「旧法」と、「自治省令」とあるのは「総務省令」と、同条第三項中「法」とあるのは「旧法」に改める。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第四百四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「準農地」の下に「（第四項及び第七項において「農地等」という。）」を加え、「に読み替えるもの」を削り、同条第三項中「。以下この項及び」を「。第一号及び」に、「すべて」を「全て」に、「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項」に改め、「以下この項において「農業生産法人」という。」及び「及び第七項」を削り、「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に改め、同項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、同項第二号中「受贈者が」の下に「当該」を加え、「農地法第二条第七項第二号ニ」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法第二条第三項第二号ニ」に改め、同条第四項中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に、「旧法附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地で同項」を「農地等で旧法附則第十二条第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「本条」を「この条」に改め、同条第六項中「における」の下に「改正法附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる」を加え、「に読み替えるもの」を削り、同項の表第七十条の四第十項の項中

第一項

を

第一項の規定の適用を受ける

に改め、
〔附則第十二条第一項又は平成七年改

正法附則第四条第四項」の下に「の規定の適用を受ける」を加え、「附則第三十六条第六項」を「附則第

三十六条第十項」に、「同条第三項に規定する特定農業生産法人」を「同条第四項に規定する特定農地所

有適格法人」に、「特定農業生産法人（同項に規定する農地法第二条第七項に規定する農業生産法人で政

令で定めるもの」を「特定農地所有適格法人（平成七年改正法附則第四条第四項の規定によりその例によ

ることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第四項

に規定する特定農地所有適格法人」に、「特定農業生産法人が特定農業生産法人」を「特定農地所有適格

法人が特定農地所有適格法人」に改め、同表第七十条の四第十四項の項中

第一項

を

第一項の場合

に改め、「附則第四条第四項」の下に「の場合」を加え、

税務署長

道府県知事

を

第一項に

税務署長

道府県知事

改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項に

に、

納税の猶予

徴

収の猶予

を

係る第一項

係る改正前の地方税

納税の猶予

徴収の猶予

は平成七年改正法附

法附則第十二条第一項又
則第四条第四項

に改め、同表第七十条の四第十五項（第一号及び第三号を除く。）の項を削

り、同表第七十条の四第十四項の項の次に次のように加える。

第七十条の四第十五項

第一項の規定による納税の猶予

改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による

徴収の猶予

国税通則法及び国税徴収法

地方税法

第七十条の四第十五項 第二号		第一項	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項
贈与税	贈与税	不動産取得税	
延滞税	延滞税	延滞金	
同項	同項	これらの項	
納税の猶予	納税の猶予	徴収の猶予	
前号に規定する	前号に規定する	改正前の地方税法附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による	
期限	期限	期限（第三項、第四項、第十二項又は前項の規定による当該期限を含む。）	
国税通則法	国税通則法	地方税法	

附則第三条第六項の表第七十条の四第十八項の項中「贈与税の額」を「各号に規定する贈与税の額」に、「不動産取得税の額」を「各号に規定する不動産取得税の額」に、「納税」を「定める納税」に、「徴

収」を「定める徴収」に改め、同表に次のように加える。

各号	第七十条の四第十八項	贈与税	不動産取得税
	納税の猶予		徴収の猶予

附則第三条第七項中「同条第三項に規定する」を削り、「特定農業生産法人に使用させている」を「特定農地所有適格法人（改正法附則第四条第四項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第四項に規定する特定農地所有適格法人をいう。以下この項において同じ。）に使用させている」に、「特定農業生産法人が特定農地所有適格法人」を「特定農地所有適格法人が特定農地所有適格法人」に改める。

第四条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「この条において」を「この項において」に改め、「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の五項を加える。

2 平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令

第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十五条の十七 第一項</p>	<p>(以下この条 、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(次項 、平成二十九年三月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)第二条の規定による改正前の地方税法(以下この条及び附則第六条の十一において「二十九年旧地方税法」という。)第七条十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された</p>
-------------------------	----------------------------------	---

額の総額（同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月

第三十五 条の十七 第二項	金額	法第七十二条の百四	(当該各徴収取扱費算定期間内	二十二分の十	徴収取扱費基礎額	金額
			(同年四月及び五月	十九分の十	平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基 礎額	金額との合計額
<p>平成二十八年十二月から平成二十九年二月 までの徴収取扱費算定期間内に二十九年旧 地方税法第七十二条の百四の規定により貨 物割に係る旧法還付金等が還付された場合 であつて、当該旧法還付金等に相当する額 が当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧 地方税法第七十二条の百三第三項の規定に より当該道府県に払い込むべき貨物割とし</p>						

て納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に

<p>第三十五 条の十八</p>				
<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間の次</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基</p>	<p>同年六月から八月まで</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては、これを加算した額)を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十二条の百四</p>

	附則第六	(以下この条	礎額
第一項	、当該各徴収取扱費算定期間内	<p>(次項</p> <p>、平成二十九年三月に二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額 (同月に二十九年旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等 (同条に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。) が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつ</p>	

第二項	条の十一	附則第六	金額	徴収取扱費基礎額	二十二分の十	(当該各徴収取扱費算定期間内	ては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の十七分の十に相当する額(次条において「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月
地方税法附則第九条の七の規定により譲渡	までの徴収取扱費算定期間内に二十九年旧	平成二十八年十二月から平成二十九年二月	金額との合計額	平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	十九分の十	(同年四月及び五月	

割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間に二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間に二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に二十九年旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還

<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>同年四月及び五月</p>	<p>付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七</p>

附則第六 条の十二	当該徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月
	当該徴収取扱費算定期間の次	同年六月から八月まで
徴収取扱費基礎額	平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び 平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基 礎額	

3

地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後	(以下この条	(次項
------	--------	-----

段の規定
により読
み替えて
適用され
る新令第
三十五条
の第十七
一項

、当該各徴収取扱費算定期間内

、平成二十九年三月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則

第六条の十一において「旧地方税法」とい
う。）第七十二条の百三第三項の規定によ
り当該道府県に払い込むべき貨物割として
納付された額の総額（同月に二十九年旧地
方税法第七十二条の百四及び地方税法等改
正法附則第二条の規定によりなお従前の例
によることとされた旧地方税法第七十二条
の百四の規定により貨物割に係る還付金等
（地方税法等改正法附則第一条第二号に定
める日（以下この項及び附則第六条の十一
第一項において「一部施行日」という。）
前に還付された二十九年旧地方税法第七十
二条の百四第三項及び地方税法等改正法附

則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の七分の十に相当する額（次条において「平成

<p>地方税法等改正法第二条の規定による改正</p>	<p>の十一において「旧地方税法」という。）</p> <p>前の地方税法（以下この条及び附則第六条</p> <p>地方税法等改正法第一条の規定による改正</p>	<p>正法」という。）</p> <p>附則第六条の十一において「地方税法等改</p> <p>二十四年法律第六十九号。以下この条及び</p> <p>地方交付税法の一部を改正する法律（平成</p> <p>の抜本的な改革を行うための地方税法及び</p> <p>、社会保障の安定財源の確保等を図る税制</p>	
<p>二十九年旧地方税法</p>	<p>旧地方税法</p>	<p>、地方税法等改正法</p>	<p>二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という</p> <p>。に百分の〇・五五を乗じて得た金額と</p> <p>同年四月及び五月</p>

第一項後 段の規定 により読 み替えて	金額	徴収取扱費基礎額	二十二分の十	(法)	(当該各徴収取扱費算定期間内	前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十九年旧地方税法」という。）
	法第七十二条の百四、	金額との合計額	平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	十九分の十	(一部施行日以後に還付された法	(同年四月及び五月
	平成二十八年十二月から平成二十九年二月までの徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の					

適用され
る新令第
三十五条
の十七第
二項

例によることとされた旧地方税法第七十二
条の百四の規定により貨物割に係る旧法還
付金等が還付された場合であつて、当該旧
法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費
算定期間内に二十九年旧地方税法七十二
条の百三第三項及び地方税法等改正法附則
第二条の規定によりなお従前の例によるこ
ととされた旧地方税法第七十二条の百三第
三項の規定により当該道府県に払い込むべ
き貨物割として納付された額の総額（当該
徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税
法第七十二条の百五第二項及び地方税法等
改正法附則第二条の規定によりなお従前の

例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額) を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法

等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十条の例によることとされた旧地方税法第七十条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に二十九年旧地方税法第七十条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十

<p>適用され み替えて により読 段の規定 第一項後</p>		<p>十八 十五条の 新令第三</p>					
<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(以下この条</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間の次</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>よることとされた旧地方税法附則第九条の</p>	<p>(次項</p>	<p>基礎額 平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基 平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び 平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基</p>	<p>同年六月から八月まで</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>二条の百四、</p>

る新令附

則第六条

の十一第

一項

六第三項の規定により当該道府県に払い込
むべき譲渡割として納付された額の総額（
同月に二十九年旧地方税法附則第九条の七
及び地方税法等改正法附則第二条の規定に
よりなお従前の例によることとされた旧地
方税法附則第九条の七の規定により譲渡割
に係る還付金等（一部施行日前に還付され
た二十九年旧地方税法附則第九条の七及び
地方税法等改正法附則第二条の規定により
なお従前の例によることとされた旧地方税
法附則第九条の七に規定する還付金等をい
う。以下この条において「旧法還付金等」
という。）が還付された場合にあつては当

<p>(法)</p>	<p>(当該各徴収取扱費算定期間内)</p>	
<p>(一部施行日以後に還付された法)</p>	<p>(同年四月及び五月)</p>	<p>該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の十七分の十に相当する額(次条において「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p>

<p>第一項後 段の規定 により読 み替えて 適用され る新令附 則第六条 の十一第 二項</p>		金額	徴収取扱費基礎額	二十二分の十
	法附則第九条の七、	金額との合計額	基礎額	十九分の十
<p>平成二十八年十二月から平成二十九年二月 までの徴収取扱費算定期間内に二十九年旧 地方税法附則第九条の七及び地方税法等改 正法附則第二条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税法附則第九条 の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金 等が還付された場合であつて、当該旧法還 付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定 期間内に二十九年旧地方税法附則第九条の</p>				

六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年三月に還付されたものとみな

し、同月に二十九年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地

新令附則				
徴収取扱費基礎額	当該徴収取扱費算定期間の次	当該徴収取扱費算定期間内	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	
平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び	同年六月から八月まで	同年四月及び五月	同年四月及び五月	<p>方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額) を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七、</p>

第六条の 十二	平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基 礎額
------------	---------------------------

4 平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五 条の十七	第二十二分の十	十九分の十
第一項		
第三十五 条の十七	法第七十二条の百四	平成二十九年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法第七
第二項		

附則第六		
二十二分の十	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	
十九分の十	徴収取扱費算定期間内	<p>十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四</p>

<p>条の十一 第一項</p>		
<p>附則第六 条の十一 第二項</p>	<p>法附則第九条の七</p>	<p>平成二十九年四月及び五月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取</p>

	<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	<p>扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七</p>
	<p>徴収取扱費算定期間内</p>	

5 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項後 二十二分の十</p>	<p>十九分の十</p>
------------------------	--------------

<p>段の規定 により読 み替えて 適用され</p>	
<p>第一項後 段の規定 により読 み替えて 適用され</p>	<p>法第七十二条の百四、</p>
	<p>平成二十九年四月及び五月に法第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前</p>

る新令第

三十五条

の十七第

二項

の例によることとされた二十九年旧地方税
法第七十二条の百四の規定により貨物割に
係る還付金等が還付された場合であつて、
当該還付金等に相当する額が同年四月及び
五月に法第七十二条の百三第三項、地方税
法等改正法附則第二条の規定によりなお従
前の例によることとされた旧地方税法第七
十二条の百三第三項及び地方税法等改正法
附則第八条の規定によりなお従前の例によ
ることとされた二十九年旧地方税法第七十
二条の百三第三項の規定により当該道府県
に払い込むべき貨物割として納付された額
の総額（同年四月及び五月に法第七十二条

<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費</p>	
<p>徴収取扱費算定期間内</p>	<p>の百五第二項、地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例によることと された旧地方税法第七十二条の百五第二項 及び地方税法等改正法附則第八条の規定に よりなお従前の例によることとされた二十 九年旧地方税法第七十二条の百五第二項の 規定により加算されるべき額がある場合に あつては、これを加算した額）を超えると きは、当該超える額に相当する還付金等が 同年六月から八月までの徴収取扱費算定期 間内に還付されたものとみなし、当該徴収 取扱費算定期間内に法第七十二条の百四、</p>

<p>第一項後 段の規定 により読</p>	<p>第一項後 段の規定 により読 み替えて 適用され る新令附 則第六條 の第十一第 一項</p>	<p>法附則第九條の七、</p>	<p>算定期間内 二十二分の十</p>
<p>によりなお従前の例によることとされた旧</p>	<p>平成二十九年四月及び五月に法附則第九條 の七、地方税法等改正法附則第二條の規定</p>	<p>十九分の十</p>	

み替えて
適用され
る新令附
則第六条
の十一第
二項

地方税法附則第九条の七及び地方税法等改
正法附則第八条の規定によりなお従前の例
によることとされた二十九年旧地方税法附
則第九条の七の規定により譲渡割に係る還
付金等が還付された場合であつて、当該還
付金等に相当する額が同年四月及び五月に
法附則第九条の六第三項、地方税法等改正
法附則第二条の規定によりなお従前の例に
よることとされた旧地方税法附則第九条の
六第三項及び地方税法等改正法附則第八条
の規定によりなお従前の例によることとさ
れた二十九年旧地方税法附則第九条の六第
三項の規定により当該道府県に払い込むべ

き譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に

	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費 算定期間内	法附則第九条の七、 徴収取扱費算定期間内
--	------------------------------	-------------------------

6 平成二十九年九月から十一月まで及び同年十二月から平成三十年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
 第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
 及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは、「十九分の十」とする。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五条 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行令の目次の改正規定中「第三十五条の四の三」を「第三十五条の四の五」に

、「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の六」に改める。

第一条中地方税法施行令第二条第二項第二号の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法施行令第二章第二節中第三十五条の四の三を第三十五条の四の四とし、第三十五条の四の二を第三十五条の四の三とし、第三十五条の四の次に一条を加える改正規定中「第三十五条の四の三を第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の五を第三十五条の四の六」に、「を第三十五条の四の三とし」を「から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ」に、「氏名、」を「氏名及び」に改め、「及び個人番号」を削る。

第一条中地方税法施行令第四十八条の九の十七の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第四十八条の九の十八の次に次の一条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等）

第四十八条の九の十九 法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項において同じ。）を継続した場合であつても同条第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

2 法第三百二十一条の七の十二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提

供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第三百二十一条の七の十二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする市町村民税の納税義務者の氏名及び住所

二 法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する市町村民税額並びにその年度及び納期限

三 前号の市町村民税額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在地（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

第一条中地方税法施行令第五十七条の二の改正規定の次に次のように加える。

第五十七条の二の五第二項中「第三十五条の四の五第二項」を「第三十五条の四の六第二項」に改める。

附則第一条第四号中「第三十五条の五第一項第二号の改正規定」の下に「、同令第二十条の三の改正規定（同条第二項の表法人税法施行令第一百十二条第一項第一号の項の次に次のように加える部分及び同表法人税法施行令第一百十二条第十二項第三号の項の次に次のように加える部分並びに第七号の二に掲げる部分を除く。）」を加え、同条第六号を次のように改める。

六 削除

附則第一条第七号中「第二条第二項第二号及び」を削り、「第三十五条の四の三を第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の五を第三十五条の四の六」に、「を第三十五条の四の三とし」を「から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ」に、「並びに同令第四十八条の九の十七の次に一条を加える改正規定」を「、同令第四十八条の九の十八の次に一条を加える改正規定及び同令第五十七条の二の五第二項の改正規定並びに附則第十条の規定」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二 第一条中地方税法施行令第八条の十五の改正規定（「同条第五項の」を「同項の」に、「基因して同条第七項」を「基因して法第五十三条第七項」に改める部分を除く。）、同令第八条の十六の改正規定、同令第八条の十八の改正規定（「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に改める部分に限る。）、同令第八条の十九、第八条の二十一及び第八条の二十二の改正規定、同令第八条の二十四の改正規定（「のうち同条第十五項」を「のうち法第五十三条第十五項」に、「同条第十五項の」を「同項の」に改める部分を除く。）、同令第九条の改正規定、同令第二十条の三の改正規定（同条第一項の表法人税法第五十七条第二項の項及び法人税法第五十七条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分、同表法人税法施行令百十二条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分、同条第二項の表法人税法第五十七条第二項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分、同表法人税法施行令百十二条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分及び同条第三項中「九年」を「十年」に改める部分に限る。）並びに同令第二十一条第一項の改正規定 平成三十年四月一日 附則第四条及び第六条中「新令」を「地方税法施行令」に改める。

附則に次の一条を加える。

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)

第十条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の五」に、「第三十五条の四の五第一項」を「第三十五条の四の六第一項」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十中「第二項第二号」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額に同条第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分^{あん}して得た額のうち特別区に係る額との合算額」を加える。

第二百十条の十二第一項中「財政需要額（以下）」を「財政需要額（次項及び第二百十条の十五において「」に改め、「第一条第二項において同法」を削り、「による読替えをして」を「により読み替えられた同法第一条第二項において」に改め、「により特別区が課する税」の下に「（以下この項において「特別区が課する税」という。）」を加え、「において読替えをして」を「において」に、「第四百四十三条第一項」を「第七十七条の六第一項」に、「自動車取得税に」を「環境性能割に」に、「自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」に、「財政収入額（以下）」を「財政収入額（次項及び第二百十条の十五において」に改め、同条第二項ただし書中「合算額（以下）」の下に「この章において」を加える。

（地方財政法施行令の一部改正）

第七条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の見出し及び同条中「平成二十四年度及び」を削り、同条の表第十三条第一号イの項中「及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第九条の規定による廃止前の」を加える。

附則第十一条の見出し中「以後」を「から平成二十八年度まで」に改め、同条中「以後」を「から平成

二十八年度まで」に改め、「当分の間」を削り、同条の表第十三条第一号イの項中「及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第九条の規定による廃止前の」を加える。

附則第十四条を附則第十七条とする。

附則第十三条の見出し中「以後」を「及び平成三十一年度」に改め、同条中「以後の各年度」を「及び平成三十一年度」に改め、「当分の間」を削り、「附則第十一条」を「附則第十二条」に改め、同条を附則第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成三十二年以後における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十六条 平成三十二年以後の各年度における第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条中

「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十二条（見出しを含む。）中「平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度」を「平成二十八年及び平成二十九年度」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第十一条の次に次の二条を加える。

(平成二十九年及び平成三十年における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 平成二十九年及び平成三十年における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一号イ	第十四条
同条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十二条第三項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)
読替え後の地方交付税法第十四条	

第十三条第一号ロ	地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条第二号から第四号まで	同条 同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条第五号	同条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	読替後の地方交付税法第十四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二條の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七條の四の規定により読み替えられた同令
基準財政収入額	基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七條の第二項及び第七條の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額

がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）

（平成三十一年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十三条 平成三十一年度以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ

第十四条

附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条

	同条	「という。」
第十三条第一号ロ	地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条第二号から第四号まで	同条 同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条 読替後の地方交付税法第十四条
第十三条第五号	同条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	読替後の地方交付税法第十四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二條の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七條の四の規定により読み替えられた同令
基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七條の二	

		<p>第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>
--	--	---

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第八条 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

21 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第九項又は第十三項の規定による支払金は、法第二条第二項の政令で定める支払金に含まれるものとする。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の廃止)

第九条 地方人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第百五十四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日
- 二 第一条中地方税法施行令第二条第二項、第五条第一項及び第六条の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、同令第九条の九の五の次に一条を加える改正規定、同令第九条の十を同令第九条の九の七とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第九条の十二、第九条の十三、第九条の十七、第九条の十七の二、第九条の二十の二、第九条の二十一及び第三十三条の三の改正規定、同条を同令第三十三条の五とする改正規定、同令第三十三条の二の改正規定、同条を同令第三十条の四とする改正規定、同令第三十三条の次に二条を加える改正規定、同令第三十四条、第三十九条の十四、第三十九条の十五、第四十条の二、第四十一条、第四十三条の十八、第四十三条の十九、第四

第十五条の二の四、第四十五条の二の五及び第四十八条の九の十七の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十八とする改正規定、同令第四十八条の九の十六の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十七とする改正規定、同令第四十八条の九の十五の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十六とする改正規定、同令第四十八条の九の十四の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十五とする改正規定、同令第四十八条の九の十三を同令第四十八条の九の十四とし、同令第四十八条の九の十二を同令第四十八条の九の十三とする改正規定、同令第四十八条の九の十一の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十二とする改正規定、同令第四十八条の九の十を同令第四十八条の九の十一とする改正規定、同令第四十八条の九の九の前の見出しを削り、同条を同令第四十八条の九の十とし、同条の前に見出しを付する改正規定、同令第四十八条の九の八の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の九の七の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の九の六の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の九の五、第四十八条の十八、第四十八条の十九、第五十三条の五、第五十三条の六、第五十四条、第五十四条の二、第五十四条の十二、第五十四条の四十八の三、第五十四条の四十九、第五十四条の六十、第五十四条の六十一、第五十六条の十二、第五十六条の十三、第五十六条の二十一第一項、第五十六条

の八十、第五十六条の八十一、第五十六条の九十、第五十六条の九十の二、第五十六条の九十三及び第五十六条の九十四の改正規定並びに同令附則第十条第五項及び第九項第一号の改正規定並びに第五条中
地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十一号）附則第四条及び第六条の改正規定並びに次条並びに附則第七条第一項及び第二項の規定 平成二十九年一月一日

三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四第二項の改正規定、同令第六条の二十
一の改正規定（同条第二項第一号に係る部分に限る。）、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分の
三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同条第二十九項並びに同令第三十二条の二第一項第
一号及び第三十二条の三第一項第一号の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の三の次に二条
を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の次に一条を加える改正規定
、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を
同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十三第八項
及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十
八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第五十七条の二の三の次に

二条を加える改正規定並びに同令第五十八条及び第五十九条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条、第三十二条の二及び第三十四条の改正規定、同条を同令附則第三十五条とする改正規定並びに同令附則第三十三条の二の次に一条を加える改正規定並びに第六条、第七条及び第九条並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十四条、第十六条第一項、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定

平成二十九年四月一日

四 第一条中地方税法施行令附則第四条の六を同令附則第四条の七とし、同令附則第四条の五を同令附則第四条の六とし、同令附則第四条の四の次に一条を加える改正規定 平成三十年一月一日

五 附則第十六条第二項の規定 平成三十年七月一日

六 第八条並びに附則第十五条並びに第十六条第三項及び第四項の規定 平成三十年八月一日

七 附則第十六条第五項及び第六項の規定 平成三十年十月一日

八 第一条中地方税法施行令附則第五条の三を同令附則第五条の四とし、同令附則第五条の二の次に一条を加える改正規定及び同令附則第六条の二の次に一条を加える改正規定 地域再生法の一部を改正する

法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法施行令第三十七条の九の七及び第五十一条の十五の五の改正規定 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日

十 第一条中地方税法施行令附則第十一条第一項から第三項まで及び第十五項の改正規定並びに同条第十五項を同条第十六項とし、同条第四項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に一項を加える改正規定 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日

十一 第一条中地方税法施行令附則第六条の二第六項の改正規定 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日

十二 第一条中地方税法施行令附則第六条の二第三項の改正規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

十三 第一条中地方税法施行令第三十七条の七及び第五十一条の十五の四の改正規定並びに同令第五十二条の八の改正規定（「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に改める部分に限る。） 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日

（相続人の代表者の指定等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第二条第二項第二号及び第三号（これらの規定を同条第六項後段において準用する場合を含む。）の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第九条の二第一項後段又は新令第二条第六項前段の規定による届出について適用し、同日前に行われた同法第九条の二第一項後段又は第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第二条第六項前段の規定による届出については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の道府県民税又は同日以後に開始する最初の連結事業年度に係る法人の道府県民税についての新令第八条の六第一項（新令第八条の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、同

項中「六を」とあるのは、「一・九を」とする。

(事業税に関する経過措置)

第四条 新令第二十条の二の十九第三項から第五項まで（これらの規定を新令第二十条の二の二十第二項、第二十条の二の二十三第三項、第二十条の二の二十五第二項及び第五項、第二十一条の八第三項、第二十条第二項並びに附則第六条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十条の二の二十一及び附則第六条の二第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 平成二十九年度における地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の地方税法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（次項及び第四項において「法人事業税交付金」という。）に係る新令第三十五条の四の四、第三十五条の四の五第一項、第五十七条の二の四及び第五十七条の二の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十五条の四の四</p>	<p>百分の五・四</p>	<p>百分の二・七</p>
<p>第三十五条の四の五第一項</p>	<p>同条に規定する各市町村の従業者数</p>	<p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の五第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額</p>
<p>第三十五条の四の五第一項の表八月の項</p>	<p>前年度三月 百分の五・四</p>	<p>四月 百分の二・七</p>
<p>第三十五条の四の五第一項の表十二</p>	<p>百分の五・四</p>	<p>百分の二・七</p>

<p>月の項及び三月の項並びに第五十七條の二の四</p>			<p>第五十七條の二の五第一項の表八月の項</p>
	<p>同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数</p>	<p>前年度三月</p>	<p>百分の五・四</p>
	<p>平成二十八年地方税法等改正法附則第六條第三項の規定により読み替えられた法第七百三十四條第四項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び法第五條第二項第一号に掲げる税のうち法第七百三十四條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額</p>	<p>四月</p>	<p>百分の二・七</p>
<p>第五十七條の二の五第一項の表十二</p>			<p>百分の二・七</p>

月の項及び三月の
項

3 平成三十一年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の五
第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の 六第一項	を同条	の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の 法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の五第一 項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附 則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七十二条の 七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額で、同 欄に掲げる額の三分の一に相当する額を同項の規定により読 み替えられた同条
第五十七条の二の	を同項	の三分の二に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附

五第一項

則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び法第五条第二項第一号に掲げる税のうち法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の一に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項

4 平成三十一年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の

五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の六第一項	を同条	の三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の五第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附
--------------	-----	---

新令第三十五条の三の十第三項及び第四項の規定は、平成二十八年以後の年の年中における事業の所得

	<p>第五十七條の二の 五第一項</p>	<p>則第六條第四項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の二に相当する額を同項の規定により読み替えられた同条</p>
	<p>を同項</p>	<p>の三分の一に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六條第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四條第四項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び法第五條第二項第一号に掲げる税のうち法第七百三十四條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の二に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六條第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四條第四項</p>

に対して課する個人の事業税について適用し、平成二十七年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置）

第五条 新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成二十八年三月から五月までの期間以後の新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間（次項から第五項までにおいて「徴収取扱費算定期間」という。）に係る徴収取扱費（地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払について適用し、平成二十七年十二月から平成二十八年二月までの期間以前の旧令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間に係る徴収取扱費の支払については、なお従前の例による。この場合において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の

十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条 の十七第一 項	第七十二条の百三第三項
	第七十二条の百三第三項及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。） （附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項

<p>第三十五条 の十七第二</p>	
<p>第七十二条の百四</p>	<p>第七十二条の百四</p>
<p>第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例による</p>	<p>第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四</p>
	<p>同条第三項</p>
	<p>第七十二条の百五第二項</p>
	<p>第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項</p>
	<p>第七十二条の百四第三項</p>
	<p>第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項</p>

<p>項 の十一第一 附則第六條</p>	<p>項</p>	
<p>附則第九條の六第三項</p>	<p>第七十二條の百五第二項</p>	<p>第七十二條の百三第三項</p>
<p>附則第九條の六第三項及び地方税法等改正 法附則第二條の規定によりなお従前の例に よることとされた旧地方税法附則第九條の 六第三項</p>	<p>第七十二條の百五第二項 正法附則第二條の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税法第七十二條 の百五第二項</p>	<p>こととされた旧地方税法第七十二條の百四 第七十二條の百三第三項及び地方税法等改 正法附則第二條の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税法第七十二條 の百三第三項</p>

<p>項 の十一第二 附則第六條</p>	
<p>附則第九條の七</p>	<p>附則第九條の七</p>
<p>附則第九條の七及び地方税法等改正法附則 第二條の規定によりなお従前の例によるこ ととされた旧地方税法附則第九條の七</p>	<p>附則第九條の七及び地方税法等改正法附則 第二條の規定によりなお従前の例によるこ ととされた旧地方税法附則第九條の七</p>
	<p>同条</p>
	<p>附則第九條の八第二項</p>
	<p>附則第九條の八第二項及び地方税法等改正 法附則第二條の規定によりなお従前の例に よることとされた旧地方税法附則第九條の 八第二項</p>

	<p>附則第九条の六第三項</p>	<p>附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項</p>
	<p>附則第九条の八第二項</p>	<p>附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項</p>

2 平成二十八年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第

三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、

次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十五条</p>	<p>(以下この条</p>	<p>(次項</p>
<p>の十七第一</p>	<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>、平成二十八年三月に法第七十二条の百三</p>

第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五〇を乗じて得た金額と同年四

	<p>(当該各徴収取扱費算定期間内 還付金等(同条第三項に規定する還付金等 をいう。以下この条において同じ。) 徴収取扱費基礎額</p>	<p>月及び五月 (同年四月及び五月 還付金等</p>
<p>第三十五条 の十七第二 項</p>	<p>金額 法第七十二条の百四</p>	<p>金額との合計額 平成二十七年十二月から平成二十八年二月 までの徴収取扱費算定期間内に法第七十二 条の百四の規定により貨物割に係る還付金 等が還付された場合であつて、当該還付金 等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間 内に法第七十二条の百三第三項の規定によ</p>

り当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百五第二項

<p>第三十五条 の十八</p>				
<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間の次</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>	<p>同年六月から八月まで</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>の規定による加算されるべき額がある場合にあっては、これを加算した額) を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十二条の百四</p>

<p>附則第六條 の十一第一 項</p>	<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>（以下この条 （次項）</p> <p>、平成二十八年三月に法附則第九條の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に法附則第九條の七の規定により譲渡割に係る還付金等（同条に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九條の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十八年三月の徴収</p>
------------------------------	-----------------------	--

<p>附則第六条 の十二第二 項</p>											
<p>法附則第九条の七</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="657 479 751 1243">金額</td> <td data-bbox="751 479 938 1243">徴収取扱費基礎額</td> <td data-bbox="938 479 1123 1243"> <p>。以下この条において同じ。</p> </td> <td data-bbox="1123 479 1217 1243"> <p>（当該各徴収取扱費算定期間内</p> </td> <td data-bbox="1217 479 1370 1243"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="657 1243 751 2004">金額との合計額</td> <td data-bbox="751 1243 938 2004">平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</td> <td data-bbox="938 1243 1123 2004"></td> <td data-bbox="1123 1243 1217 2004"> <p>（同年四月及び五月</p> </td> <td data-bbox="1217 1243 1370 2004"> <p>取扱費基礎額」という。）に百分の〇・四五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p> </td> </tr> </table>	金額	徴収取扱費基礎額	<p>。以下この条において同じ。</p>	<p>（当該各徴収取扱費算定期間内</p>		金額との合計額	平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額		<p>（同年四月及び五月</p>	<p>取扱費基礎額」という。）に百分の〇・四五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p>
金額	徴収取扱費基礎額	<p>。以下この条において同じ。</p>	<p>（当該各徴収取扱費算定期間内</p>								
金額との合計額	平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額		<p>（同年四月及び五月</p>	<p>取扱費基礎額」という。）に百分の〇・四五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p>							
<p>平成二十七年十二月から平成二十八年二月までの徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内</p>											

に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同

<p>附則第六条 の十二</p>				
<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間の次</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>基礎額 平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>	<p>同年六月から八月まで</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>月に法附則第九条の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超過るときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七</p>

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十八年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項</p>	<p>(以下この条 、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(次項 、平成二十八年三月に法第七十二条の百三第三項及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方</p>
---	----------------------------------	---

税法等改正法」という。) 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法(以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。)

第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額(同月に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等(法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規

定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の

<p>還付金等（法第七十二条の百四第三項及び</p>	<p>（当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>の十一において「旧地方税法」という。） 前の地方税法（以下この条及び附則第六条 地方税法等改正法第一条の規定による改正 地方税法等改正法第一条の規定による改正 前の地方税法（以下この条及び附則第六条 の十一において「旧地方税法」という。）</p>	<p>法」という。） 則第六条の十一において「地方税法等改正 十四年法律第六十九号。以下この条及び附 方交付税法の一部を改正する法律（平成二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の 抜本的な改革を行うための地方税法及び地 方交付税法の一部を改正する法律（平成二</p>	
<p>還付金等</p>	<p>（同年四月及び五月</p>	<p>旧地方税法</p>	<p>地方税法等改正法</p>	<p>五月 ○・五〇を乗じて得た金額と同年四月及び</p>

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十</p>	
<p>法第七十二条の百四及び</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>徴収取扱費基礎額</p>
<p>平成二十七年十二月から平成二十八年二月までの徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場</p>	<p>平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p> <p>金額との合計額</p>

七第二項

合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二十条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二十条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあっては、これを加算した額）を超えるとき

は、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二

当該徴収取扱費算定期間の次	当該徴収取扱費算定期間内	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	
同年六月から八月まで	同年四月及び五月	同年四月及び五月	<p>条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十二条の百四及び</p>

<p>新令第三十 五条の十八</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額及び 平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基 礎額</p>
<p>第一項後段 の規定によ り読み替え て適用され る新令附則 第六条の十 一第一項</p>	<p>(以下この条 、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(次項 、平成二十八年三月に法附則第九条の六第 三項及び地方税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の六第三項の規定に より当該道府県に払い込むべき譲渡割とし て納付された額の総額(同月に法附則第九 条の七及び地方税法等改正法附則第二条の 規定によりなお従前の例によることとされ た旧地方税法附則第九条の七の規定により</p>

譲渡割に係る還付金等（法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。

。）の十七分の十に相当する額（次条にお

第一項後段					
法附則第九条の七及び	金額	徴収取扱費基礎額	この条において同じ。 九条の七に規定する還付金等をいう。以下 の例によることとされた旧地方税法附則第 九条の七に規定する還付金等をいう。以下 この条において同じ。）	（当該各徴収取扱費算定期間内 還付金等（法附則第九条の七及び地方税法 等改正法附則第二条の規定によりなお従前 の例によることとされた旧地方税法附則第 九条の七に規定する還付金等をいう。以下 この条において同じ。）	
平成二十七年十二月から平成二十八年二月	金額との合計額	基礎額 平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基 礎額		（同年四月及び五月 還付金等	いて「平成二十八年三月の徴収取扱費基礎 額」という。）に百分の〇・四五を乗じて 得た金額と同年四月及び五月

の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項

までの徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項及び

地方税法等改正法附則第二条の規定により
なお従前の例によることとされた旧地方税
法附則第九条の八第二項の規定による加算
されるべき額がある場合にあつては、これ
を加算した額）を超えるときは、当該超え
る額に相当する還付金等が同年三月に還付
されたものとみなし、同月に法附則第九条
の七及び地方税法等改正法附則第二条の規
定によりなお従前の例によることとされた
旧地方税法附則第九条の七の規定により譲
渡割に係る還付金等が還付された場合であ
つて、当該還付金等に相当する額が同月に
法附則第九条の六第三項及び地方税法等改

正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七及び

新令附則第 六条の十二	当該還付金等を還付した日の属する徴収取 扱費算定期間内	同年四月及び五月
	当該徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月
	当該徴収取扱費算定期間の次	同年六月から八月まで
	徴収取扱費基礎額	平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額及び 平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基 礎額

4 平成二十八年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第

三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、

次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条 の十七第二 項	法第七十二条の百四	平成二十八年四月及び五月に法第七十二条 の百四の規定により貨物割に係る還付金等 が還付された場合であつて、当該還付金等
---------------------	-----------	---

<p>算定期間内</p> <p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費</p>	
<p>徴収取扱費算定期間内</p>	<p>に相当する額が同年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四</p>

附則第六条
の十一第二
項

法附則第九条の七

平成二十八年四月及び五月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九

	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費 算定期間内	条の七 徴収取扱費算定期間内
--	------------------------------	-------------------

5 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十八年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段 の規定によ り読み替え て適用され	法第七十二条の百四及び	平成二十八年四月及び五月に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定によ
----------------------------------	-------------	--

る新令第三

十五条の十

七第二項

り貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十</p>	
<p>法附則第九条の七及び</p>	<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>
<p>平成二十八年四月及び五月に法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四</p>	<p>徴収取扱費算定期間内</p> <p>した額)を超過るときは、当該超過る額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四及び</p>

一第二項

月及び五月に法附則第九条の六第三項及び
地方税法等改正法附則第二条の規定により
なお従前の例によることとされた旧地方税
法附則第九条の六第三項の規定により当該
道府県に払い込むべき譲渡割として納付さ
れた額の総額（同年四月及び五月に法附則
第九条の八第二項及び地方税法等改正法附
則第二条の規定によりなお従前の例による
こととされた旧地方税法附則第九条の八第
二項の規定による加算されるべき額がある
場合にあつては、これを加算した額）を超
えるときは、当該超える額に相当する還付
金等が同年六月から八月までの徴収取扱費

	<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費 算定期間内</p>	<p>算定期間内に還付されたものとみなし、当 該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の 七及び 徴収取扱費算定期間内</p>
--	--------------------------------------	---

(不動産取得税に関する経過措置)

第六条 新令附則第十条第七項の規定は、施行日以後に民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権を設定する場合における不動産取得税について適用し、施行日前に同項の地上権の設定をした場合における不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における旧令第四十二条の五第一項の規定の適用については、同項中「第五条第一項」とあるのは「第六条第二項」と、「納税者又は特別徴収義務者」とあり、及び「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるの

は「滞納者」とする。

- 2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における旧令第四十二条の六及び第四十二条の七の規定の適用については、旧令第四十二条の六中「第三百三十二条第六項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「第三百三十二条第七項に規定する申告書の提出期限」と、同条第一号中「第三百三十二条第六項」とあるのは「第三百三十二条第七項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第七項」と、旧令第四十二条の七中「第三百三十三条第一項」とあるのは「第三百三十三条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「法第三百三十三条第一項又は第三項」とする。

- 3 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税に係る旧令第四十二条の五第一項の規定の適用については、同項中「第五条第一項」とあるのは「第六条第二項」と、「納税者又は特別徴収義務者」とあり、及び「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのは「滞納者」とする。

- 4 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税に係る旧令第四十二条の六及び第四十二条の七の規定の適用については、旧令第四十二条の六中「第三百三十二条第六項に規定す

る申告書の提出期限」とあるのは「第三百三十二条第七項に規定する申告書の提出期限」と、同条第一号中「第三百三十二条第六項」とあるのは「第三百三十二条第七項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第七項」と、旧令第四十二条の七中「第三百三十三条第一項」とあるのは「第三百三十三条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「法第三百三十三条第一項又は第三項」とする。

5 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について旧令第四十二条の九第二項（旧令第四十二条の十第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により平成二十九年度以後の各年度の八月に交付すべき額を計算する場合において、旧令第四十二条の九第二項の表八月の項に規定する差額を同項に規定する四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収入額から減額した額が零を下回るときは、当該下回る額は、新令第四十四条の八第二項（新令第四十四条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該各年度の八月に交付すべき額から控除するものとする。

6 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について改正法第二条

の規定による改正前の地方税法第百四十三条第一項の規定により平成二十九年以後に自動車取得税額を市町村（特別区を含む。）に交付する場合における旧令第四十二条の九第四項の規定の適用については、同項中「千円」とあるのは、「一円」とする。

7 前二項に定めるもののほか、改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税額の交付について必要な経過措置は、総務省令で定める。

（自動車税に関する経過措置）

第八条 平成二十九年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項（新令第四十四条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新令第四十四条の八第二項の表八月の項中「前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月」とあるのは「四月」と、「に加算し、又はこれから減額した額」とあるのは「（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）」

とする。

(市町村民税に関する経過措置)

第九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の市町村民税又は同日以後に開始する最初の連結事業年度に係る法人の市町村民税についての新令第四十八条の十及び第四十八条の十の三の規定の適用については、これらの規定中「市町村民税」とあるのは、「市町村民税」と、「六を」とあるのは「三・七を」とする。

(法人の都民税に関する経過措置)

第十条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の都民税又は同日以後に開始する最初の連結事業年度に係る法人の都民税についての新令第五十七条の二の規定の適用については、同条の表第四十八条の十の項及び第四十八条の十の三の項中「都民税」とあるのは、「都民税」と、「六を」とあるのは「一・九を」とする。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第十一条 新令第五十二条の二の二第二項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械及び装置

に対して課する平成二十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令第五十二条の二の二第二項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧令第五十二条の十の規定は、施行日から電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第七十八条第八項に規定する指定旧供給区域解除日（次条において「指定旧供給区域解除日」という。）の前日までの間に、同法附則第四十九条第二項に規定するみなし熱供給事業者（次条において「みなし熱供給事業者」という。）が新設した熱供給事業の用に供する同法附則第七十八条第八項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、旧令第五十二条の十中「法第三百四十九条の三第十八項に規定する熱供給事業の用に供する」とあるのは、「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第七十八条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七十七条の規定による改正前の法第三百四十九条の三第十八項に規定する」とする。

3 新令附則第十一条第三十三項の規定は、施行日以後に同項に規定する事業により取得される改正法第一

条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新法」という。）附則第十五条第三十二項に規定する家屋又は償却資産に対して課する平成二十九年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に旧令附則第十一条第三十二項に規定する事業により取得された改正法第一条の規定による改正前の地方税法（第八項及び第九項において「旧法」という。）附則第十五条第三十二項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

4 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（第六項及び第七項において「平成二十七年新会社」という。）が直接その本来の事業の用に供する新法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産に対して課する平成二十八年度分の固定資産税及び都市計画税に係る新令附則第十一条の二第三項の規定の適用については、同項中「旅客会社が」とあるのは「旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（以下この項において「平成二十七年新会社」という。）が」と、「旅客会社に」とあるのは「旅客会社又は平成二十七年新会社に」とする。

5 改正法附則第十八条第九項及び第二十七条第五項に規定する鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するもの

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で総務大臣が指定するもの

6 改正法附則第十八条第九項及び第二十七条第五項に規定する固定資産で政令で定めるものは、平成二十七年新会社が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十三条第一項第三号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接鉄道事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は新令第五十二条の五の二に規定する鉄道施設の用に供する固定資産若しくは新令附則第十一条の二第二項に規定する法人が所有し、かつ、平成二十七年新会社に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものとする。

7 平成二十七年新会社が直接その本来の事業の用に供する新法附則第十五条の三に規定する固定資産に対

して課する平成二十八年度分の固定資産税及び都市計画税に係る新令附則第十一条の三の規定の適用については、同条中「旅客会社」とあるのは「旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に
関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（
第三号及び第四号において「平成二十七年新会社」という。）」と、同条第三号及び第四号中「旅客会社
」とあるのは「旅客会社、平成二十七年新会社」とする。

8 新令附則第十二条第三十六項の規定は、施行日以後に同項に規定する改修工事が完了する新法附則第十
五条の九第九項に規定する住宅又は同条第十項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分に対して課する
平成二十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧令附則第十二条第三十六項に規
定する改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第九項に規定する住宅又は同条第十項に規定する区分所
有に係る家屋の専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された改正法附
則第十八条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法附則第五十六条の二第三項に規
定する車両等に対して課する固定資産税については、旧令附則第三十三条の二第一項の規定は、なおその

効力を有する。この場合において、同項中「法附則第五十六条の二第三項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第十八条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条の二第三項」とする。

（事業所税に関する経過措置）

第十二条 旧令第五十六条の三十一の規定は、みなし熱供給事業者が行う事業のうち、施行日から指定旧供給区域解除日の前日までの間に終了する事業年度分の法人の事業並びに指定旧供給区域解除日の属する年前の年分の個人の事業及び指定旧供給区域解除日の属する年分の個人の事業で指定旧供給区域解除日前に廃止されたものに対して課すべき事業所税については、なおその効力を有する。この場合において、旧令第五十六条の三十一中「法第七百一条の三十四第三項第十五号」とあるのは、「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第七十八条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七十七条の規定による改正前の法第七百一条の三十四第三項第十五号」とする。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十三条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第二項並びに第五十六条の八十九の規定は、平成二十八

年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 平成二十九年度における改正法附則第三十五条の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同項に規定する特別区財政調整交付金（以下この条において「新特別区財政調整交付金」という。）の交付に係る第六条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下この条において「新地方自治法施行令」という。）第二百十條の十の規定の適用については、同条中「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十六条第二項の規定により読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

2 平成三十一年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十條の十の規定の適用については、同条中「額を」とあるのは「額（以下この条において「事業税額」という。）の三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十六條第三項の規定により読み替えられた地方自治法（以下この条において「読替え後の地方自治法」という。）第二百八十二條第二項に規定する」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の二に相当する額を読替え後の地方自治法第二百八十二條第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五條第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

3 平成三十一年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十條の十の規定の適用については、同条中「額を」とあるのは「額（以下この条において「事業税額」という。）の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十六條第三項の規定により読み替えられた地方自治法（以下この条において「読替え後の地方自治法」という。）第二百八十二條第二項に規定する」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の一に

相当する額を讀替え後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

4 新地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定は、平成二十九年度分の新特別区財政調整交付金に係る同項に規定する基準財政収入額の算定から適用し、平成二十八年度分までの改正法附則第三十五条の規定による改正前の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同項に規定する特別区財政調整交付金に係る第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から同条第七号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第八条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第二十一項の規定の適用については、同項中「又は第十三項の規定」とあるのは、「の規定」とする。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の廃止に伴う経過措置）

第十六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税については、第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（以下この条において「廃止前暫定措置法施行令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前暫定措置法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一条第一項</p>	<p>地方法人特別税等に関する暫定措置法</p>	<p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法</p>
<p>第九条の表法人税</p>	<p>地方法人特別税及び地方法人特別税</p>	<p>旧地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定に</p>
<p>法施行令（昭和四</p>		

<p>十年政令第九十七号)の項</p>	<p>第九条の表相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十号)の項</p>	<p>、 地方法人特別税 (地方法人特別税 、 地方法人特別税 等 に関する暫定措置 法(平成二十年法律第二十五号)</p>	<p>よりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税をいう。以下この条において同じ。)及び旧地方法人特別税 (旧地方法人特別税 、 旧地方法人特別税 等 なお効力を有する廃止前暫定措置法(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)をいう。以下この号及び第三十三条第一項第一号において同じ。)</p>
<p>地方法人特別税の</p>	<p>旧地方法人特別税(なお効力を有する廃止前暫定措置法に規</p>		

	<p>額の合計額をいう</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した地方法人特別税</p>	<p>定する地方法人特別税をいう。以下この号及び第三十三条第一項第一号において同じ。）の額の合計額をいう</p> <p>なお効力を有する廃止前暫定措置法の規定を適用して計算した旧地方法人特別税</p>
--	---	--

2

改正法附則第三十一条第四項に規定する場合における前項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第三条及び第五条第二項の規定の適用については、廃止前暫定措置法施行令第三条中「法第十四条第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五条第二項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十一条第四項の規定により読み替えられた法第十四条第二項」と、廃止前暫定措置法施行令第五条第二項中「法第十四条及び第十六条」とあるのは「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第四項の規定により読み替えら

れた法第十四条第二項、法第十六条及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第四項」とする。

3 改正法附則第三十一条第六項に規定する場合における第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第二条の規定の適用については、同条中「法第十二条第三項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第六項の規定により読み替えられた法第十二条第三項」とする。

4 改正法附則第三十一条第七項に規定する場合における第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第三条及び第五条第二項の規定の適用については、廃止前暫定措置法施行令第三条中「法第十四条第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五条第二項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十一条第八項の規定により読み替えられた法第十四条第二項」と、廃止前暫定措置法施行令第五条第二項中「法第十四条及び第十六条」とあるのは「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第八項の規定により読み替えられた法第十四条第二項、法第十六条及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第七項」とする。

5 改正法附則第三十一条第十項に規定する場合における第一項の規定によりなおその効力を有するものと

された廃止前暫定措置法施行令第二条の規定の適用については、同条中「法第十二条第三項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第十項の規定により読み替えられた法第十二条第三項」とする。

6 改正法附則第三十一条第十一項に規定する場合における第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第三条及び第五条第二項の規定の適用については、廃止前暫定措置法施行令第三条中「法第十四条第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第五条第二項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十一条第十二項の規定により読み替えられた法第十四条第二項」と、廃止前暫定措置法施行令第五条第二項中「法第十四条及び第十六条」とあるのは「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第十二項の規定により読み替えられた法第十四条第二項、法第十六条及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第十一項」とする。

（税理士法施行令の一部改正）

第十七条 税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七百三十四条第五項」を「第七百三十四条第六項」に改める。

(自動車損害賠償保障法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第十八条 次に掲げる政令の規定中「第四百四十六条第三項」を「第四百六十三条の十八第三項」に改める。

一 自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第三条第一項第四号

二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第二十六号)第二条

(国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正)

第十九条 国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和三十一年政令第百七号)の一部を次のように改正する。

第一条の四第八号中「第二項」を「第三項」に改める。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第二十条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六

十二年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第六項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項及び第四十八条の六の項

及び第二条の四第八項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の三の二第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正)

第二十一条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「平成二十八年度及び」を削り、同条中「平成二十八年度及び」を削り、「附則第十二条」を「附則第十四条」に改める。

附則第五条の見出し中「以後」を「及び平成三十一年度」に改め、同条中「以後の各年度」を「及び平成三十一年度」に改め、「、当分の間」を削り、「附則第十三条」を「附則第十五条」に、「附則第十一条」を「附則第十二条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(平成三十二年以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第五条の二 平成三十二年以後の各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二条」とあるのは「地方財政法施行令附則

第十六条の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八條第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三條第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号ロ」とする。

理由

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、法人住民税の法人税割の税率の引下げ及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止並びに自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入に対応した所要の措置を講ずるとともに、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定める等の必要があるからである。